

第2期
豊川市子ども・子育て
支援事業計画



令和2年3月
豊川市

は じ め に



わが国では、令和元年 10 月から子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育・保育の無償化がスタートいたしました。まさに、次代を担う子どもたちを家庭とともに社会全体で見守り支えあう取組です。

こうした背景には、少子高齢化の進行、とりわけ出生数の減少による人口構造の変化等は、社会の存続に対する危機感があります。

このような中、私は市政運営にあたりマニフェストの基本理念のひとつとして「子育て豊川応援団」を掲げ、日本一子育てしやすいまちを目指すことにいたしました。本計画では、『はばたけ 未来へ 豊川っ子！』を基本理念に掲げていますが、子どもたちが夢を抱いて明るい将来に向けて歩んでいけるよう、引き続き家庭や地域、行政が一体となって取り組む切れ目のない子育て応援施策を掲げ、これらを力強く推進することで、子どもの最善の利益を保証するとともに、若い世代から支持され選ばれる子育て環境を整備してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、豊川市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどにより貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

豊川市長 竹 本 幸 夫

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	2
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	4
5	計画の策定体制と経過	5
第2章	子どもと家庭を取り巻く環境の状況	7
1	豊川市の状況	8
2	アンケート調査結果からみえる現状	21
3	子ども・子育てを取り巻く現状と課題	34
第3章	計画の基本的な考え方	37
1	基本理念	38
2	基本目標	39
3	施策の体系	40
4	子どもの成長に合わせた切れ目のない支援	42
第4章	量の見込みと確保方策（法定事業）	45
1	教育・保育提供区域の設定	46
2	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方	48
3	教育・保育の量の見込みと確保の内容	51
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	55
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	72

第5章 子育て支援施策の推進(法定外事業)	73
1 家庭や地域における子育て支援の充実(基本目標1)	74
2 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援体制づくり (基本目標2)	80
3 子どもの育ちを支える環境の整備(基本目標3)	84
4 仕事と子育ての両立の推進(基本目標4)	86
5 子どもの貧困対策	87
第6章 計画の進行管理	89
1 施策の実施状況の点検	90
2 国・県等との連携	90
資料編	91
1 策定経過	92
2 豊川市子ども・子育て会議条例	94
3 豊川市子ども・子育て会議委員名簿	95
4 用語解説	96



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

少子化や核家族化に伴い、就労、結婚、出産、子育てについての価値観も多様化する中で、出産年齢の上昇や共働き家庭の増加、地域におけるコミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化なども社会問題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかし、女性の就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者数が増加していることから、都市部を中心に待機児童が発生しており、待機児童解消のための取組を一層強化・推進していくため、平成29年6月に「子育て安心プラン」を策定し、令和4年度末までに、女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしましたが、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、令和2年度末までに前倒しすることが示されました。

さらに、平成30年9月には、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童対策についても推進しているところです。

加えて、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

そして、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化がスタートし、子育てを巡っては大きな転換期を迎えています。

これまで、市では全ての家庭が安心して子育てできるよう、子ども・子育てをめぐる様々な環境を整備してまいりましたが、社会の急激な変化を捉えながら、これまで以上に子育て支援施策の充実に向けて取り組んでいく必要があります。

2 計画策定の趣旨

豊川市（以下、「本市」という）では、これまで平成27年3月に「豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、個人・家族・地域・社会・行政が一体となって、相互に連携・役割分担しながら、「子ども・子育て支援社会の構築」を目指し、子ども・子育て支援の施策を推進してきました。

また、平成29年豊川子ども調査では、本市の子どもの貧困率は5.2%となっており、国民生活基礎調査（平成27年 122万円以下）の貧困線による全国平均の貧困率13.9%を大きく下回り、愛知県の5.9%も下回っている状況となっていますが、厳しい環境にある子どもたちが少なからずいます。

こうした中、「豊川市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き、計画的に子ども・子育て支援施策を推進するとともに、新たな課題である子どもの貧困対策を含めた「第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

●SDG s との関連

できれば千年先の人類にも感謝されるような文化的、社会的資産を後世に残していく、そのきっかけがSDG s（持続可能な開発目標）です。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための

2030アジェンダ」に記載されたもので、2030年に向けて世界が合意した国際的なアジェンダ（議題）として、17のゴールと169のターゲットからなるものとなります。

SDG sは「世界中の誰一人も取り残さない」という考えのもと、世界の課題を網羅的に取り上げています。全ての人々が幸せになれるようにという目標となりますが、これは本計画の目的と同じであるといえ、本計画を推進していくことでSDG sの達成に貢献することが期待できます。

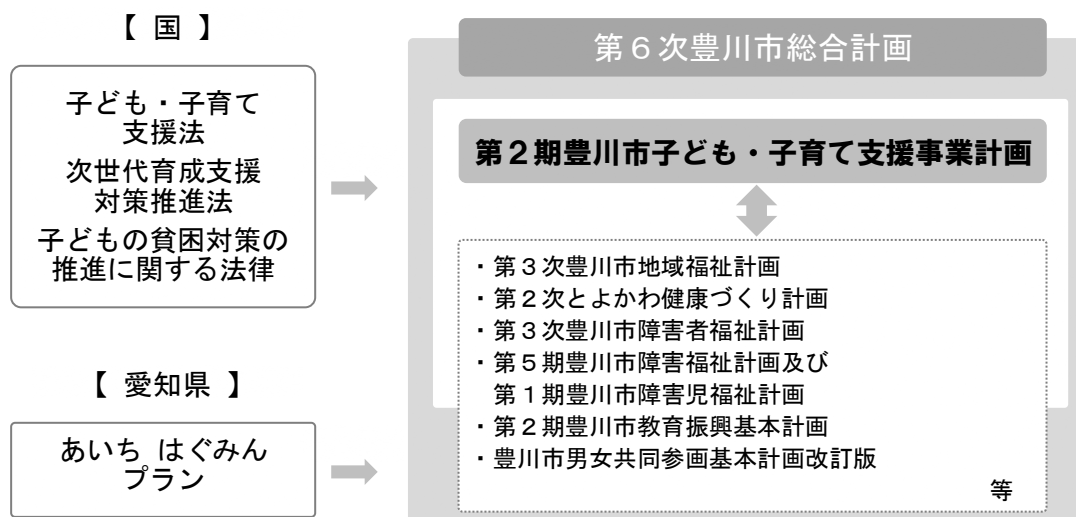
○本計画と関連する代表的なSDG sのゴール



3 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく子どもの貧困対策についての計画（市町村計画）と位置付け、一体的な計画とし、全ての子ども自身の育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

また、子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、あらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。そのため、豊川市総合計画をはじめ、関連する各種計画との連携を図ります。



4 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、国の制度改革、社会経済状況の変化、市民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施 ・ ・ ・ ・

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳の就学前児童の保護者、小学1～6年生の保護者を対象として、平成30年12月に「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	2,000 通	1,045 通	52.3%
小学生児童の保護者		2,000 通	1,084 通	54.2%

(2) 豊川子ども調査の実施 ・ ・ ・ ・

子育てに関する市民のニーズや子どもの生活実態を把握するための実態調査を行い、実効性のある子どもの貧困対策を行うため、愛知県が平成28年12月に行った「愛知子ども調査」と、平成29年2月に本市が実施した「豊川子ども調査」の回答を合わせ、実態を把握しました。

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
小学1年生保護者	小中学校を通じて配布	717 通	501 通	69.9%
小学5年生児童＋保護者		780 通	489 通	62.7%
中学2年生児童＋保護者	回収は郵送または学校回収	733 通	436 通	59.5%

(3) 「子ども・子育て会議」の開催 ・ ・ ・ ・ ・

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「豊川市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

(4) パブリックコメントの実施 ・ ・ ・ ・ ・

令和2年1月～2月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



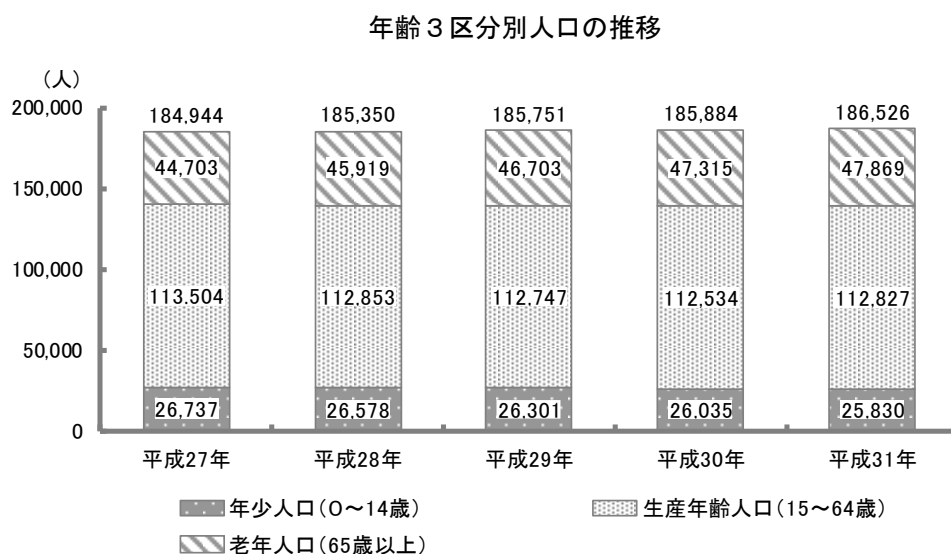
第2章 子どもと家庭を取り巻く 環境の状況

1 豊川市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

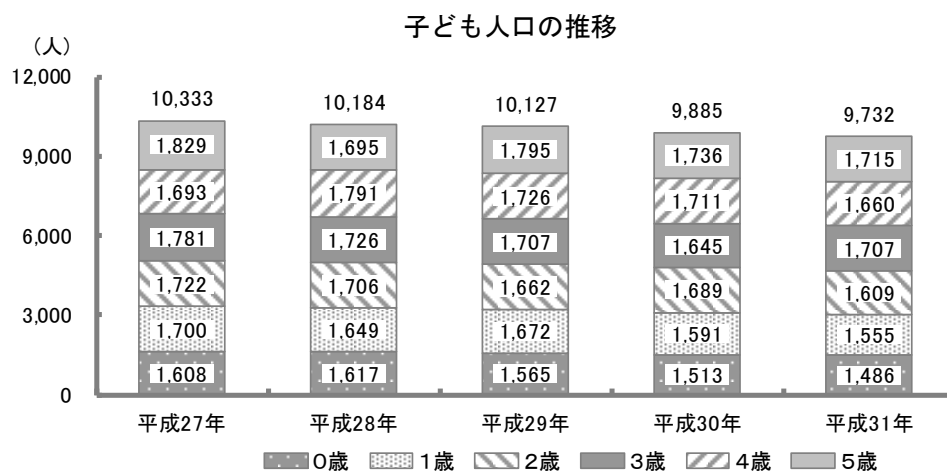
本市の人口推移をみると、総人口は横ばいの傾向にあり、平成31年3月末日現在で186,526人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

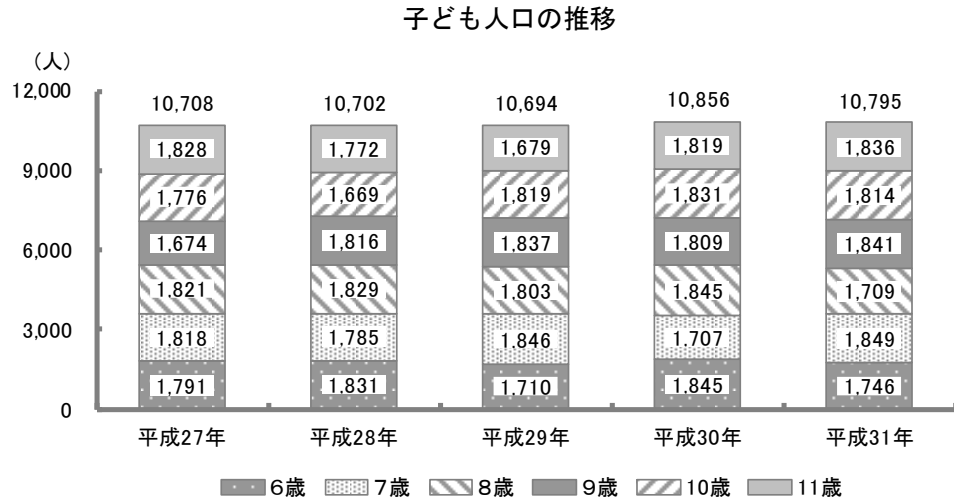
本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年3月末日現在で9,732人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

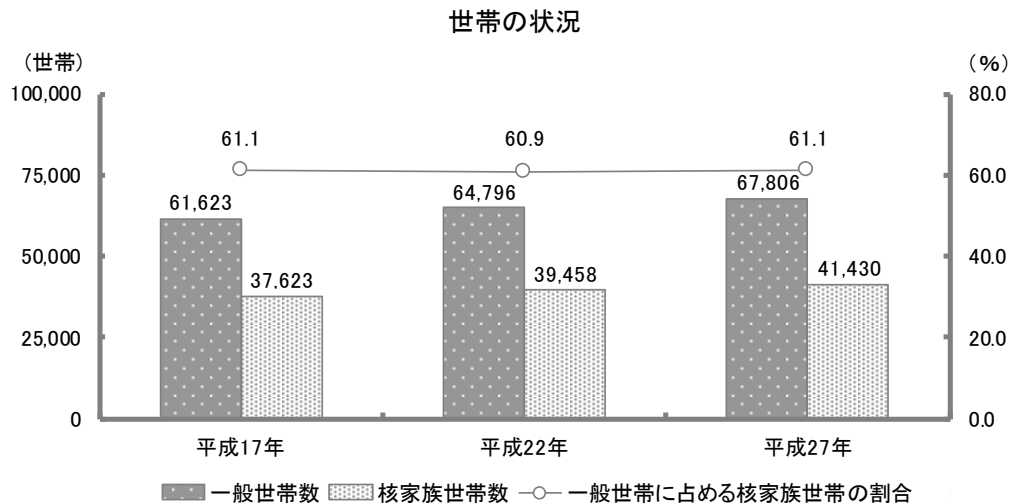
本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降増減を繰り返しており、平成31年3月末日現在で10,795人となっています。



（2）世帯の状況

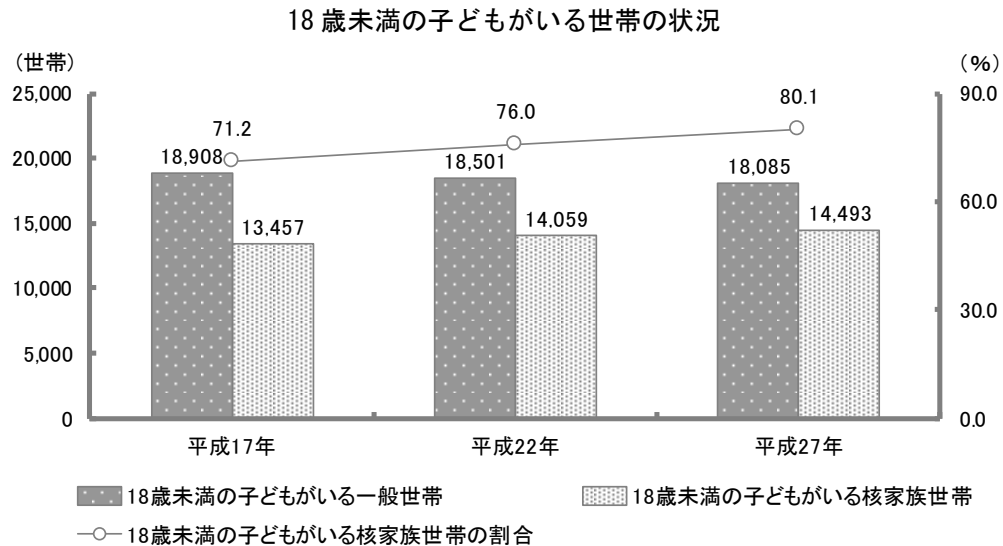
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で41,430世帯となっていますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、一般世帯数の増加に伴い横ばいとなっています。



② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

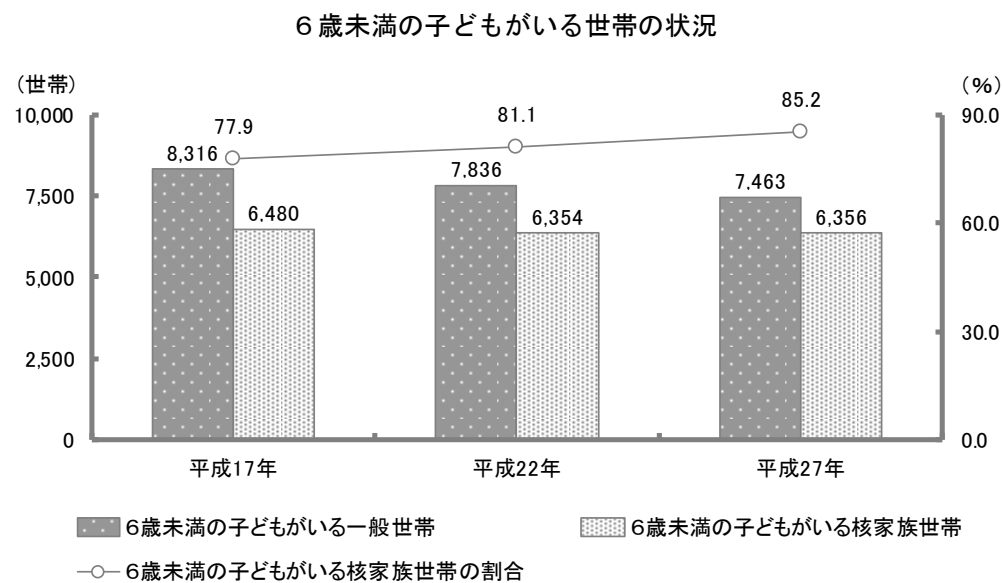
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で18,085世帯となっていますが、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

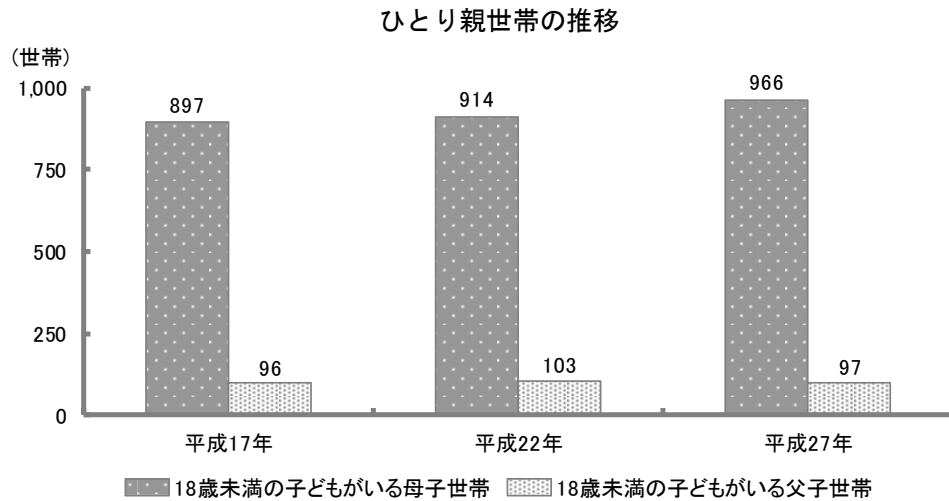
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数は減少傾向にある一方、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

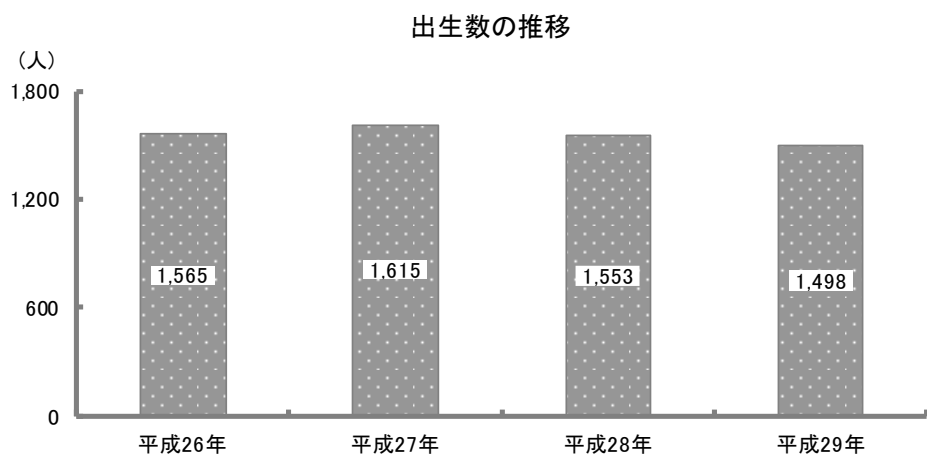
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で966世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は増減を繰り返し100世帯前後で推移しています。



(3) 出生の状況

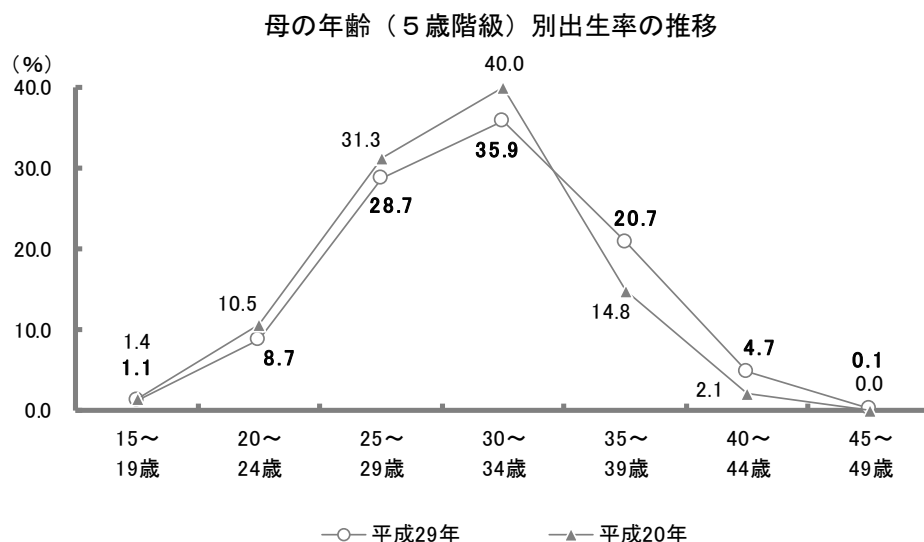
① 出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、平成29年では1,498人と過去4年間で最も少なくなっています。



② 母親の年齢（５歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（５歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～34歳の割合が減少しているのに対し、35歳以上の割合が増加していることから、晩産化の傾向にあることがうかがえます。

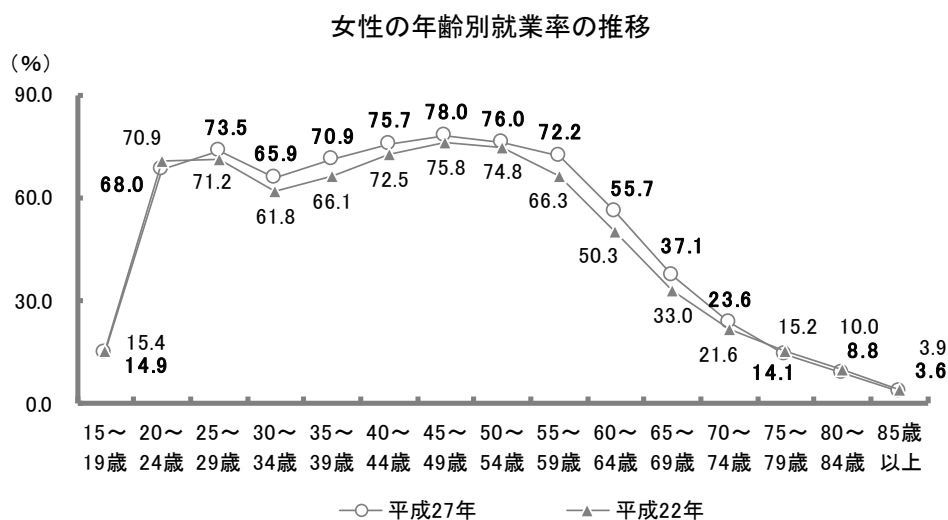


資料：愛知県衛生年報

（４）就業の状況・・・・・・・・

① 女性の年齢別就業率の推移

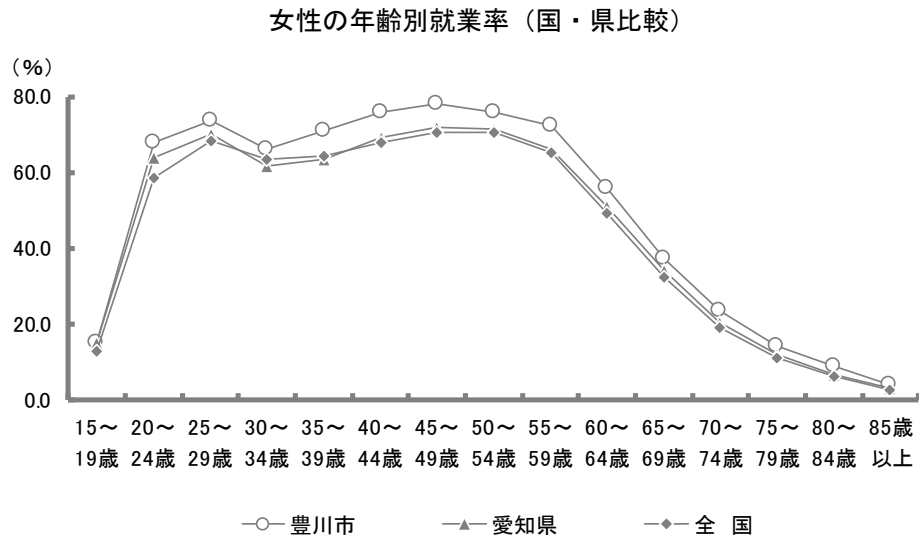
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

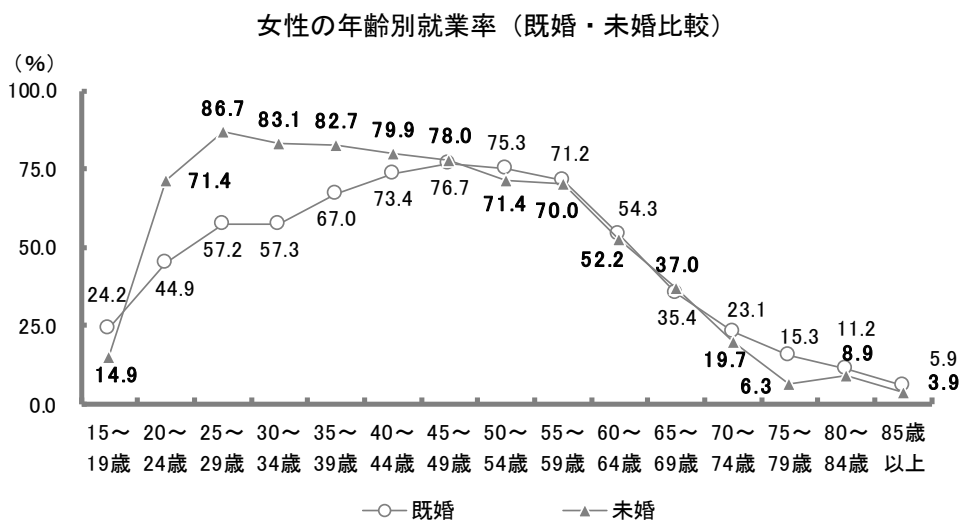
② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国・県より高い傾向にあります。



③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の既婚・未婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



(5) 教育・保育サービス等の状況 ・ ・ ・ ・ ・

① 幼稚園・保育所等の状況

本市には、平成31年4月1日現在、認可保育所48園（公立25園、私立23園）、幼稚園5園（私立）、認定こども園2園（私立）、小規模保育事業所4園（私立）があります。

1号認定の推移をみると、平成29年度まで増加していましたが、以降は減少し、令和元年度で1,354人となっています。

2号認定の推移をみると、近年は減少傾向にある一方で、3号認定は増加傾向となっています。

保育所（公立）の年齢別在籍状況をみると、0歳児・1歳児・2歳児ともに増加傾向となっています。また、保育所（私立）の年齢別在籍状況は年度によってばらつきがあります。

1号認定（認定こども園及び幼稚園）

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3歳児	441	460	470	476	456	444
4歳児	483	440	463	458	465	452
5歳児	437	471	441	468	450	458
計	1,361	1,371	1,374	1,402	1,371	1,354

資料：庁内資料（各年度5月1日）

2・3号認定（保育所、認定こども園及び小規模保育事業所）

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
2号認定	3,698	3,729	3,642	3,629	3,504	3,537
3号認定	1,169	1,197	1,265	1,308	1,316	1,343
計	4,867	4,926	4,907	4,937	4,820	4,880

資料：庁内資料（各年度4月1日）

公立保育所の年齢別在籍状況

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0歳児	33	38	52	57	51	47
1歳児	201	209	209	217	214	218
2歳児	292	315	309	310	307	334
3歳児	550	599	592	551	546	551
4歳児	626	580	628	607	569	571
5歳児	626	652	590	648	617	581
計	2,328	2,393	2,380	2,390	2,304	2,302

資料：庁内資料（各年度4月1日）

私立保育所等の年齢別在籍状況

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0歳児	52	46	77	77	58	66
1歳児	212	236	250	268	272	283
2歳児	379	353	368	379	414	395
3歳児	583	630	557	588	547	621
4歳児	641	621	652	589	617	581
5歳児	672	647	623	646	608	632
計	2,539	2,533	2,527	2,547	2,516	2,578

資料：庁内資料（各年度4月1日）

② 待機児童の推移

本市では、平成26年度以降待機児童は発生しておりません。

待機児童の推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4月1日	0	0	0	0	0
10月1日	0	0	0	0	0

資料：庁内資料

③ 時間外保育の利用状況

本市の時間外保育の利用状況をみると、月平均登録者数は220人程度で推移していますが、年間利用延べ日数は平成28年度以降、減少傾向となっており、平成30年度では月平均登録者数が229人、年間利用延べ日数が8,498人となっています。

時間外保育の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数（箇所）	16	16	16	16
月平均登録者数（人）	218	215	224	229
年間利用延べ日数（日）	9,726	10,940	9,106	8,498

資料：庁内資料（各年度3月末日）

④ 保育所における一時預かり事業の利用状況

本市の保育所における一時預かり事業の利用状況をみると、年間利用延べ人数は増減を繰り返しながらも増加傾向となっており、平成30年度では6,963人となっています。

保育所における一時預かりの利用状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数（箇所）	12	12	12	12	12
年間利用延べ人数（人）	6,478	6,743	6,643	7,160	6,963

資料：庁内資料（各年度3月末日）

⑤ 病児・病後児保育の利用状況

本市の病児・病後児保育の利用状況をみると、1日あたり定員は横ばいで推移しています。また、年間利用延べ人数は平成28年度まで増加していましたが、平成29年度以降減少し、平成30年度では413人となっています。

病児・病後児保育の利用状況

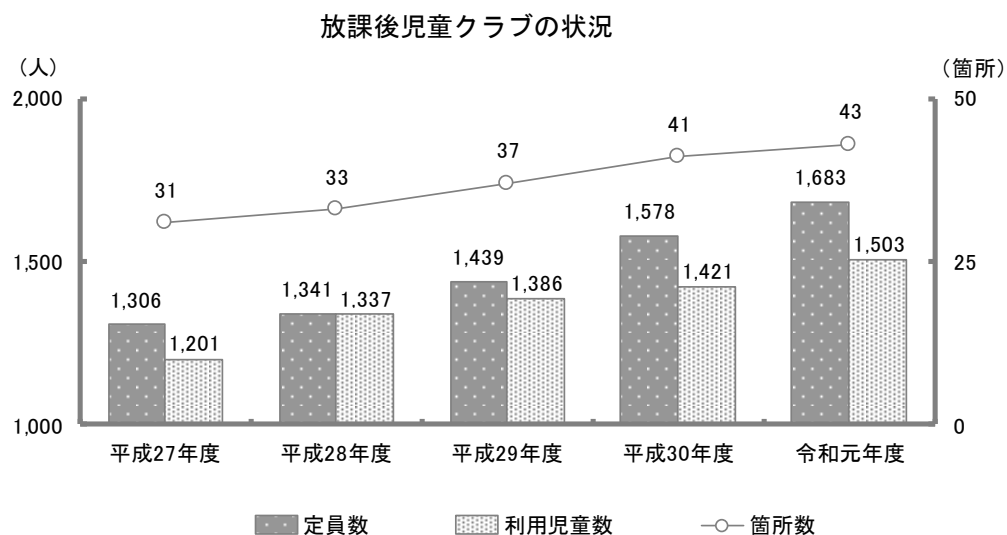
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数（箇所）	1	1	1	1	1
1日あたり定員（人）	4	4	4	4	4
年間利用延べ人数（人）	357	435	502	477	413

資料：庁内資料（各年度3月末日）

（６）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況・・・・・・・・

① 放課後児童クラブの推移

本市の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における定員数・箇所数はともに増加しています。利用児童数についても年々増加しており、令和元年度で1,503人となっています。



資料：庁内資料（各年度 5 月 1 日）

② 待機児童の推移

本市の放課後児童クラブの待機児童数は、平成 27 年度以降増減を繰り返し待機児童が発生しております。

待機児童の推移

単位：人

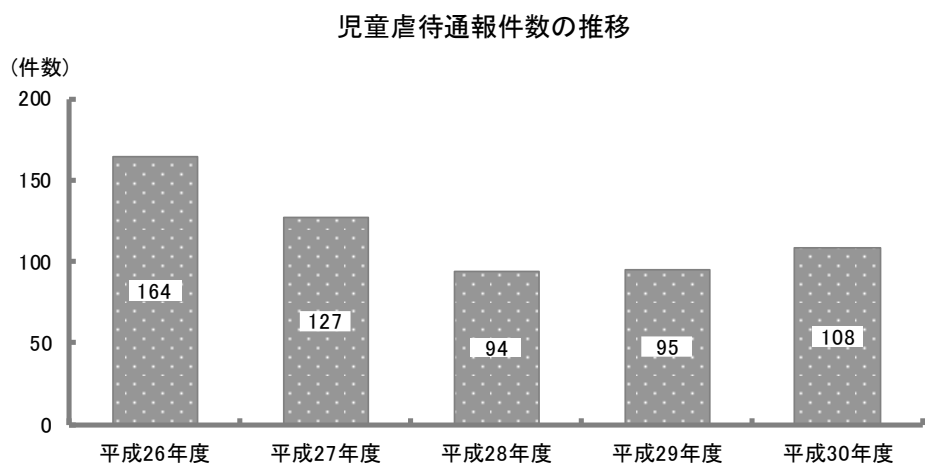
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
5 月 1 日	31	45	41	91	56

資料：庁内資料

(7) その他の状況・・・・・・・・

① 児童虐待通報件数の推移

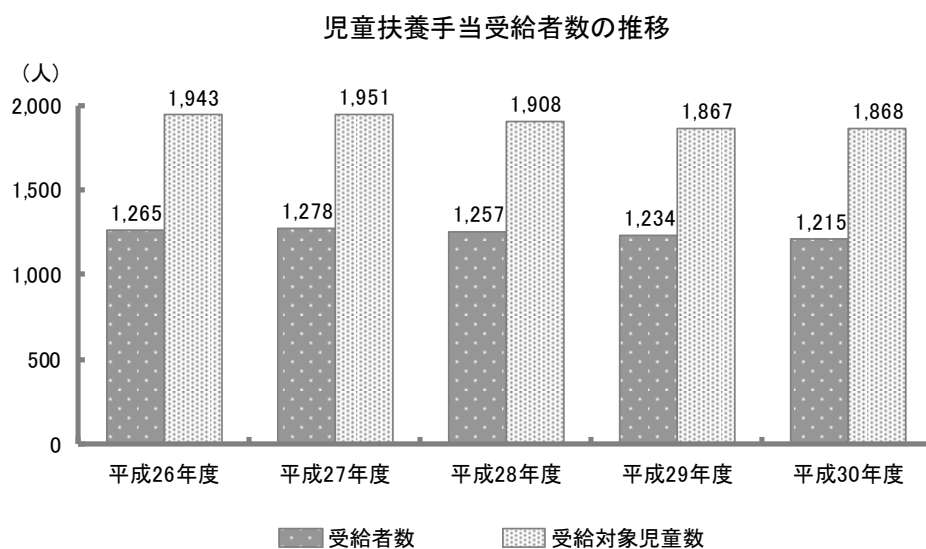
本市の児童虐待通報件数は年々減少傾向にありましたが、平成29年度より再び増加し、平成30年度で108件となっています。



資料：庁内資料

② 児童扶養手当受給者数の推移

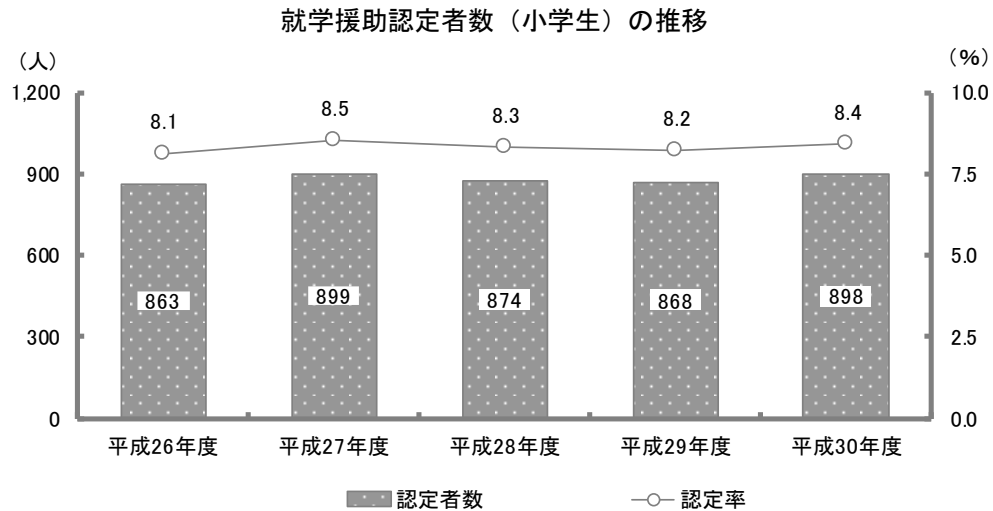
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は増減を繰り返しており、平成30年度で受給者数が1,215人、受給対象児童数が1,868人となっています。



資料：庁内資料（各年度3月末日）

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

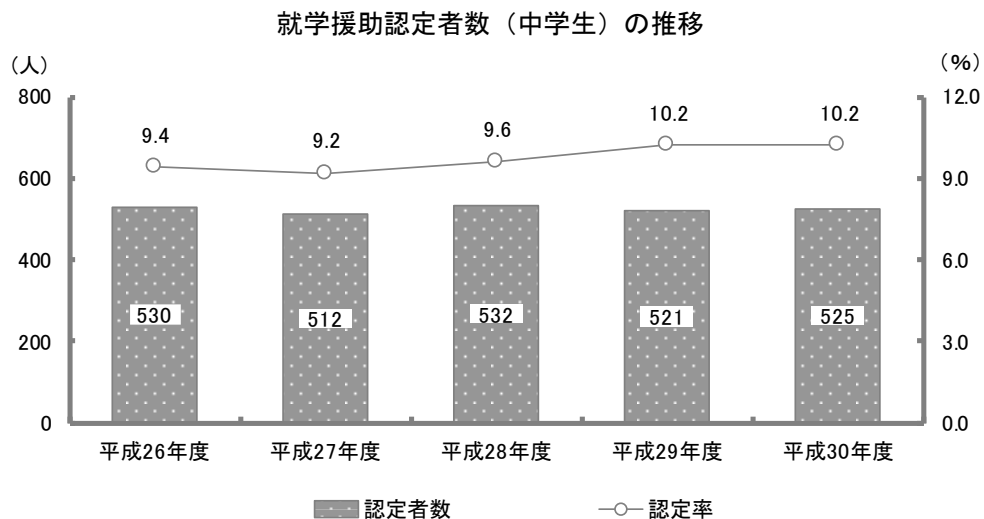
本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は増減を繰り返しており、平成30年度で認定者数が898人、認定率が8.4%となっています。



資料：庁内資料

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

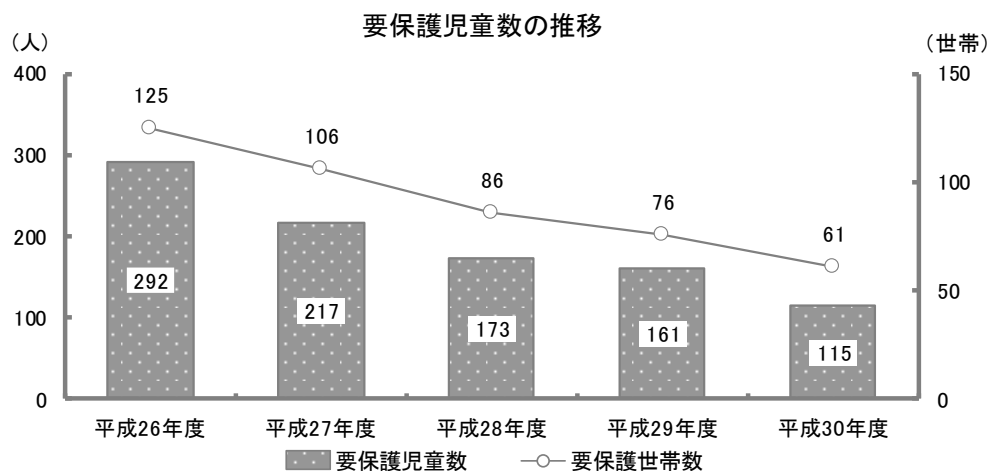
本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は増減を繰り返しており、平成30年度で認定者数が525人、認定率が10.2%となっています。



資料：庁内資料

⑤ 要保護児童数の推移

虐待等の事案が発生し、要保護児童対策地域協議会のケースとして登録した要保護児童数は、年々減少傾向となっています。これは、登録後、改善が図られ、6か月以上安定した家庭環境が維持されたと判断できたケースを終結としたためです。



資料：庁内資料（各年度3月末日）

⑥ 児童相談の状況

要保護児童相談の状況をみると、新規の児童相談を毎年度200件超、受け付けています。このうち、約50%が児童虐待相談となっています。

児童相談の状況

単位：件

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護相談	児童虐待相談	164	127	94	95	108
	その他の相談	25	47	89	104	80
保健相談		0	2	6	6	2
肢体不自由相談		0	0	0	0	0
視聴覚障害相談		0	0	0	0	0
言語発達障害等相談		0	0	0	0	0
重症心身障害相談		0	0	0	0	0
知的障害相談		0	0	0	0	0
自閉症等相談		0	4	8	5	1
く犯行為等相談		0	0	7	1	1
触法行為等相談		0	0	2	1	0
性格行動相談		11	4	3	5	8
不登校相談		6	6	14	15	8
適性相談		0	0	1	0	0
育児・しつけ相談		11	42	1	3	0
その他の相談		4	0	7	0	0
計		221	232	232	235	208

資料：庁内資料

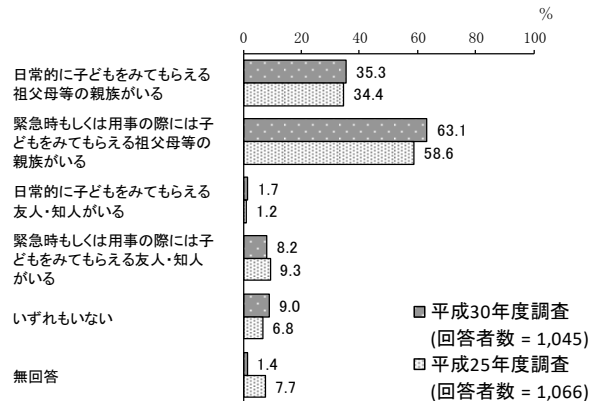
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる祖父母等の親族がいる」の割合が63.1%と最も高く、次いで「日常的に子どもをみてもらえる祖父母等の親族がいる」の割合が35.3%となっています。

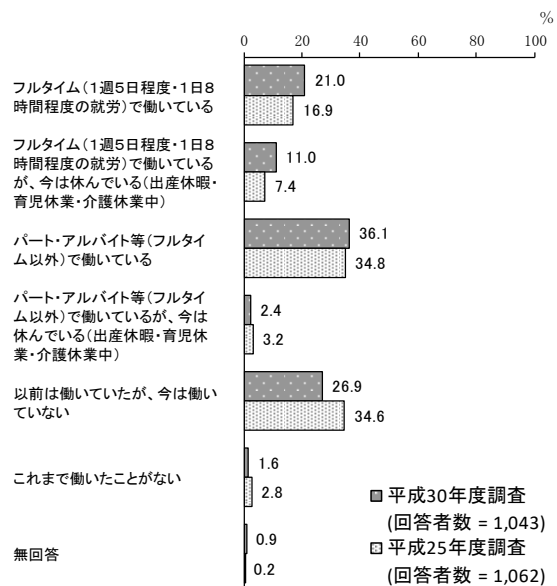
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 母親の就労状況

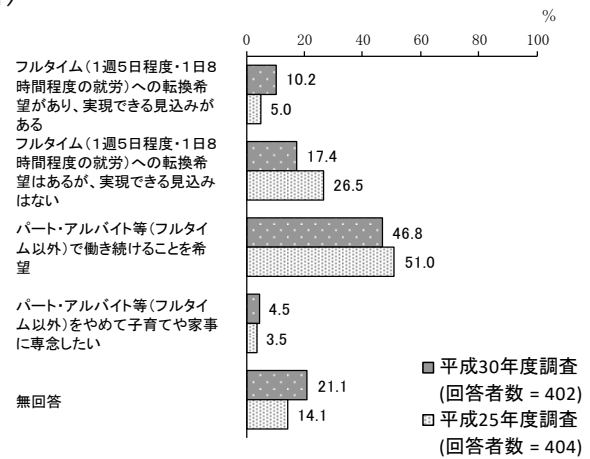
「パート・アルバイト等(フルタイム以外)で働いている」の割合が36.1%と最も高く、次いで「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が26.9%、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で働いている」の割合が21.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が減少しています。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

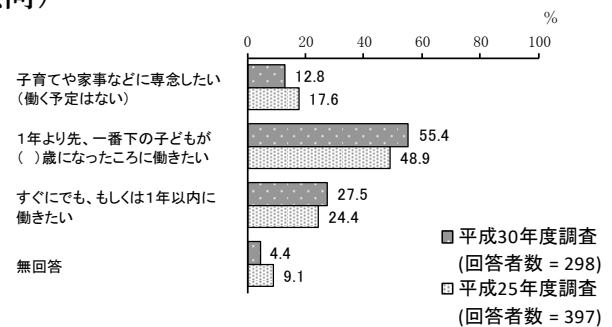
「パート・アルバイト等（フルタイム以外）で働き続けることを希望」の割合が46.8%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が17.4%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が10.2%となっています。



平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が増加しています。一方、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が減少しています。

④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに働きたい」の割合が55.4%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合が27.5%、「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」の割合が12.8%となっています。

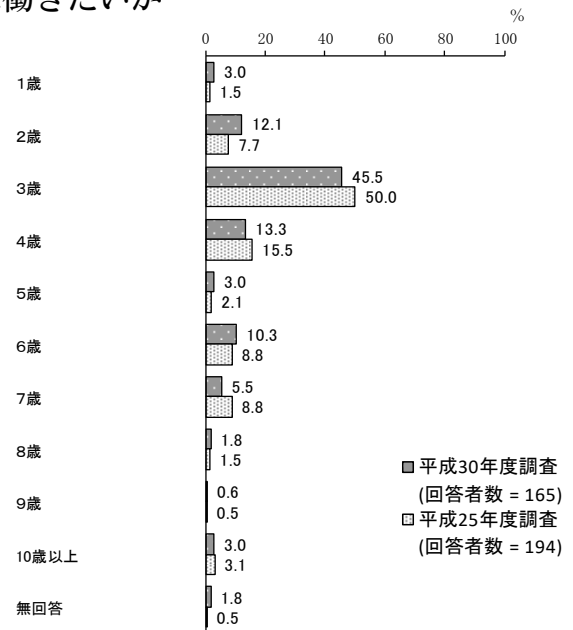


平成25年度調査と比較すると、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに働きたい」の割合が増加し、「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」の割合が減少しています。

ア. 一番下の子どもが何歳になったところに働きたいか

「3歳」の割合が45.5%と最も高く、次いで「4歳」の割合が13.3%、「2歳」の割合が12.1%となっています。

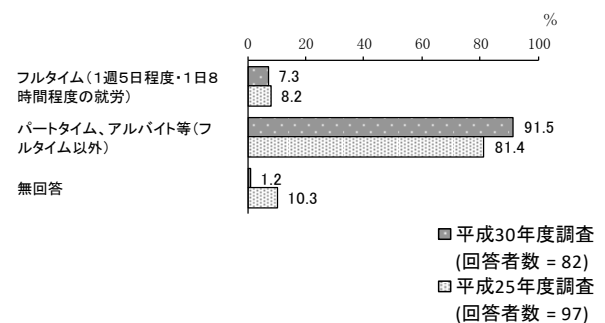
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



イ. すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい母親の希望する就労形態

「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)」の割合が7.3%、「パートタイム、アルバイト等(フルタイム以外)」の割合が91.5%となっています。

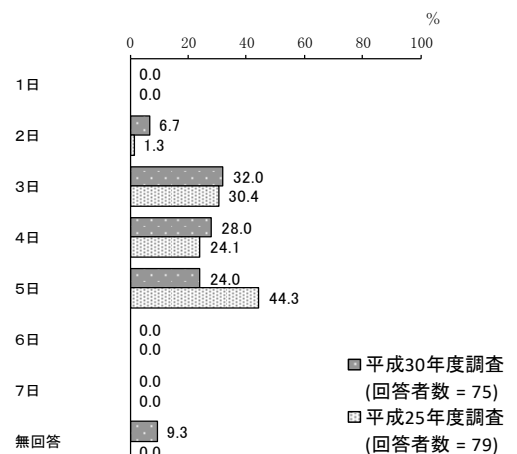
平成25年度調査と比較すると、「パートタイム、アルバイト等(フルタイム以外)」の割合が増加しています。



ウ. パートタイム、アルバイト等における週あたり希望就労日数

「3日」の割合が32.0%と最も高く、次いで「4日」の割合が28.0%、「5日」の割合が24.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「2日」の割合が増加しています。一方、「5日」の割合が減少しています。

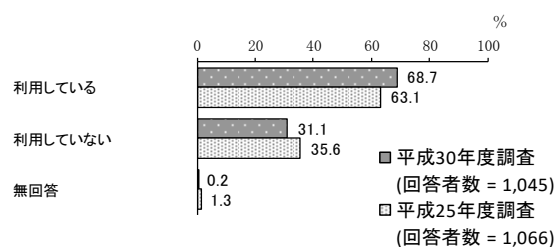


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が68.7%、
「利用していない」の割合が31.1%と
なっています。

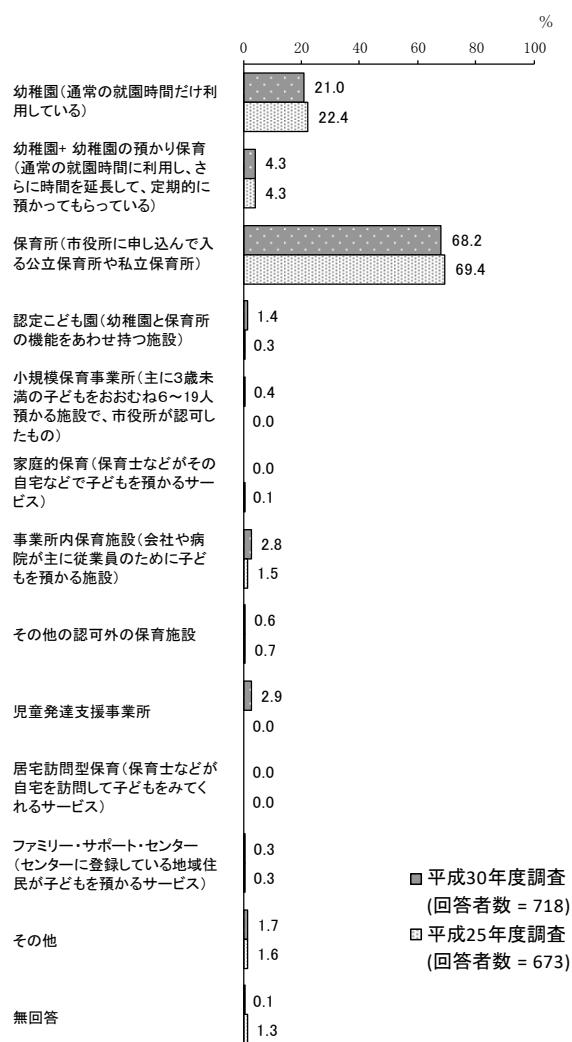
平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。



② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「保育所（市役所に申し込んで入る公立保育所や私立保育所）」の割合が68.2%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間だけ利用している）」の割合が21.0%となっています。

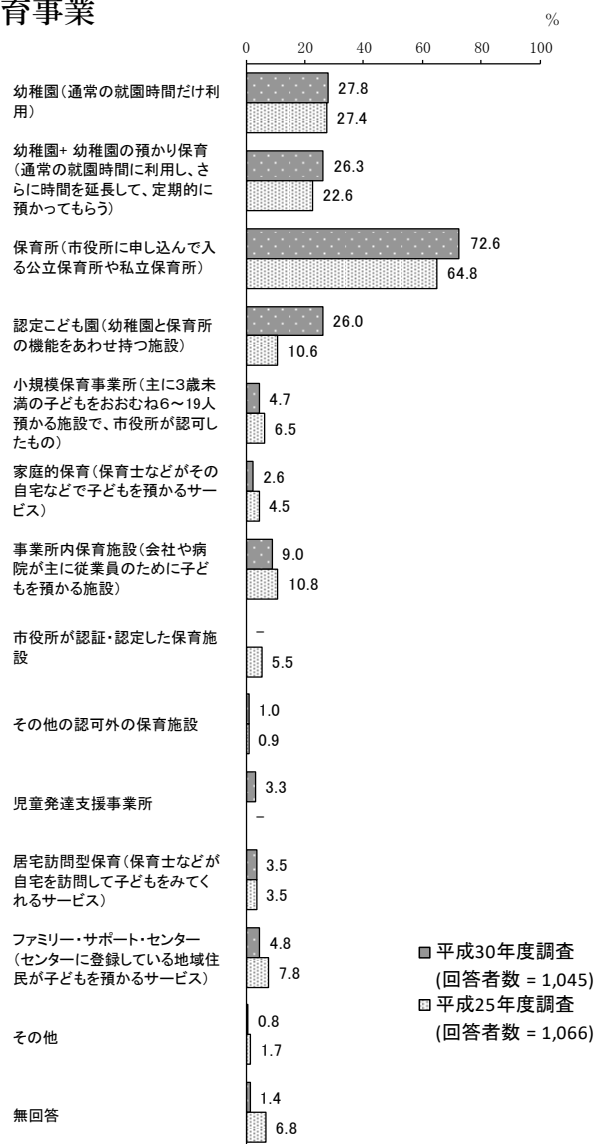
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「保育所（市役所に申し込んで入る公立保育所や私立保育所）」の割合が72.6%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間だけ利用）」の割合が27.8%、「幼稚園+幼稚園の預かり保育（通常の就園時間に利用し、さらに時間を延長して、定期的に預かってもらう）」の割合が26.3%となっています。

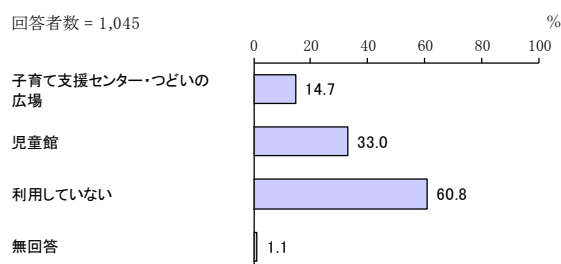
平成25年度調査と比較すると、「保育所（市役所に申し込んで入る公立保育所や私立保育所）」「認定こども園（幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設）」の割合が増加しています。



（３）地域の子育て支援拠点事業の利用状況について ● ● ● ● ● ● ● ●

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

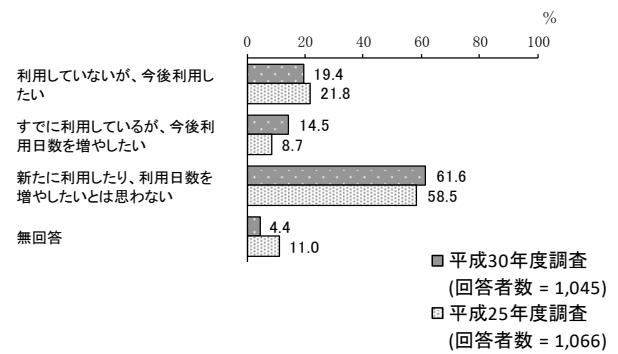
「利用していない」の割合が60.8%と最も高く、次いで「児童館」の割合が33.0%、「子育て支援センター・つどいの広場」の割合が14.7%となっています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が61.6%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が19.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が14.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が増加しています。

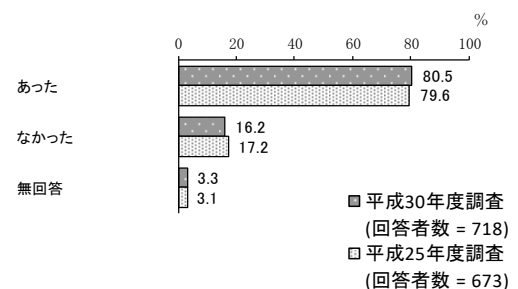


(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで幼稚園・保育所等の利用ができなかった経験の有無

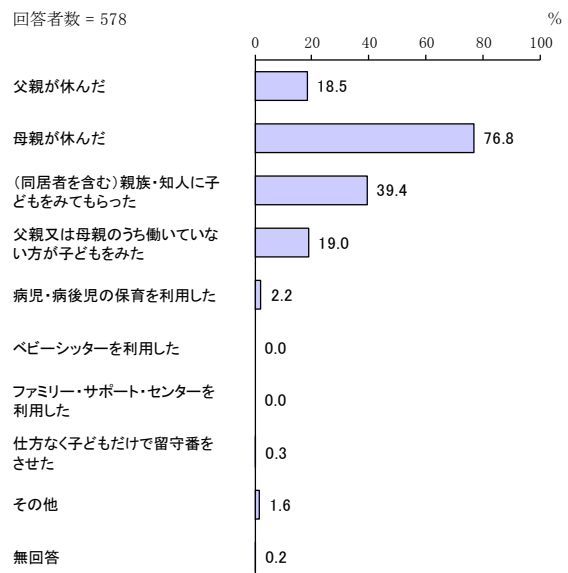
「あった」の割合が80.5%、「なかった」の割合が16.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 子どもが病気やケガで幼稚園・保育所等の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が76.8%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が39.4%、「父親または母親のうち働いていない方が子どもをみた」の割合が19.0%となっています。

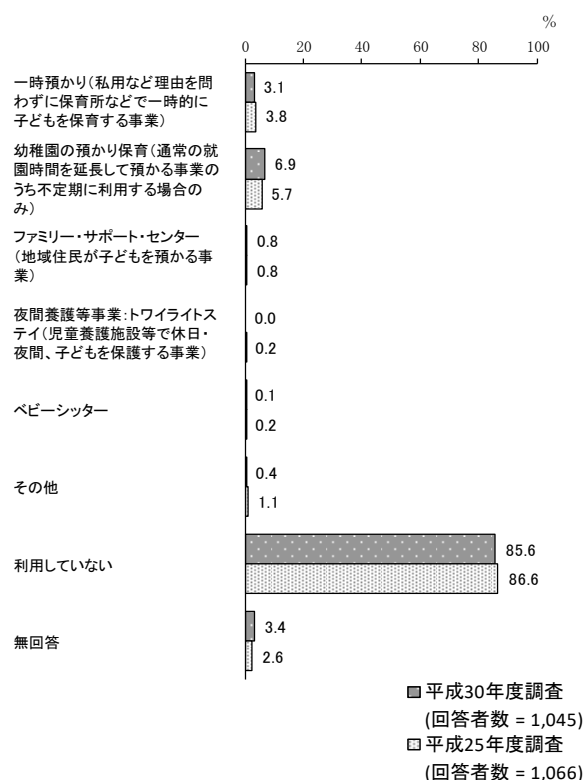


(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が85.6%と最も高くなっています。

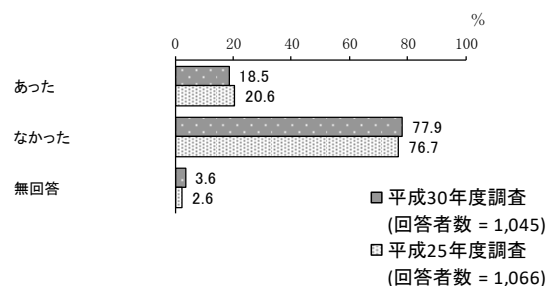
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無

「あった」の割合が18.5%、「なかった」の割合が77.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

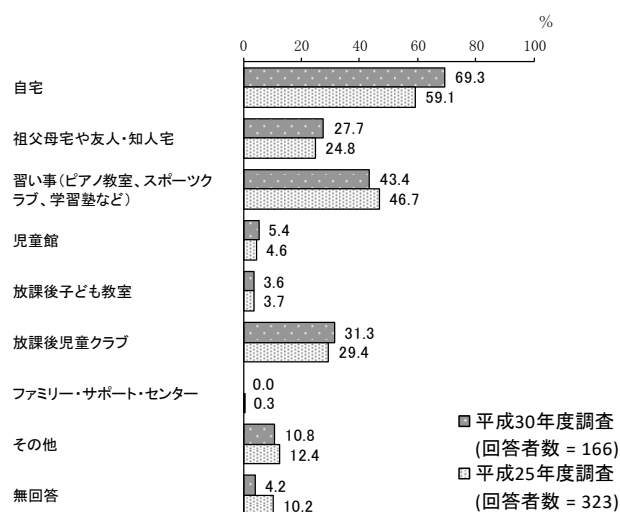


(6) 小学校就学後の過ごし方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が69.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が43.4%、「放課後児童クラブ」の割合が31.3%となっています。

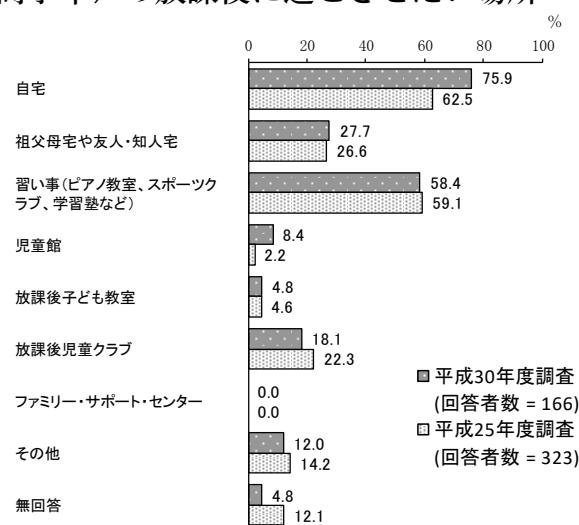
平成25年度調査と比較すると、「自宅」の割合が増加しています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が75.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が58.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が27.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」「児童館」の割合が増加しています。

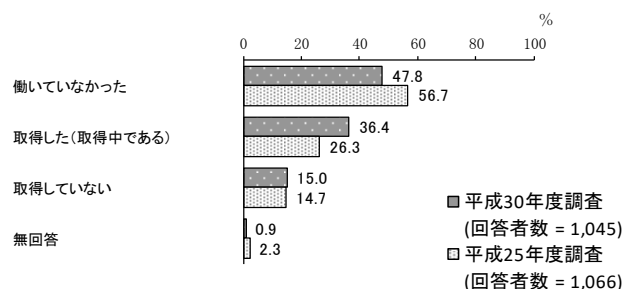


(7) 育児休業制度の利用状況について ● ● ● ● ● ● ●

① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が47.8%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が36.4%、「取得していない」の割合が15.0%となっています。

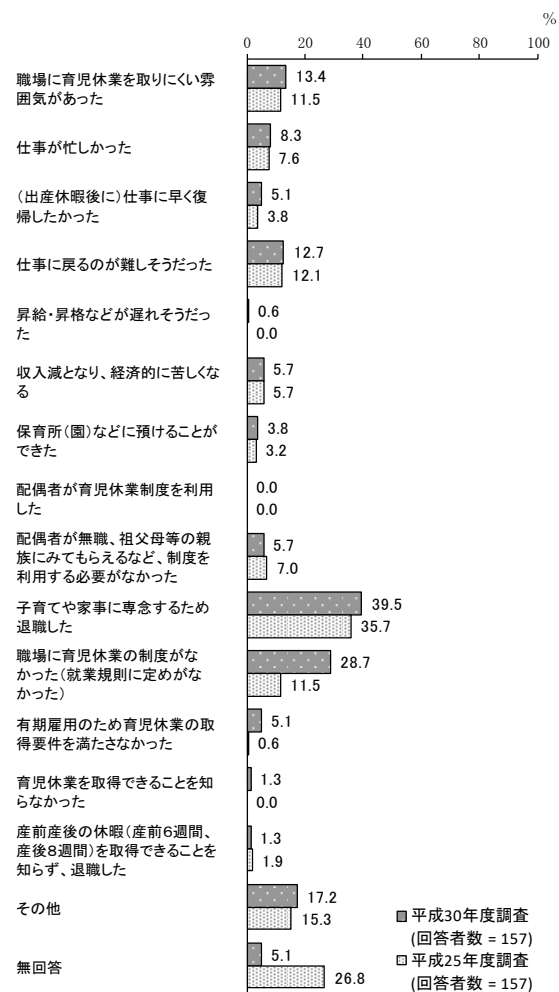
平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が39.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が28.7%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が13.4%となっています。

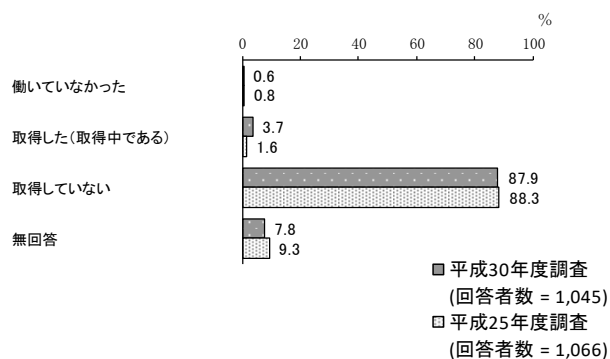
平成25年度調査と比較すると、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が増加しています。



③ 父親の育児休業の取得状況

「取得していない」の割合が87.9%と最も高くなっています。

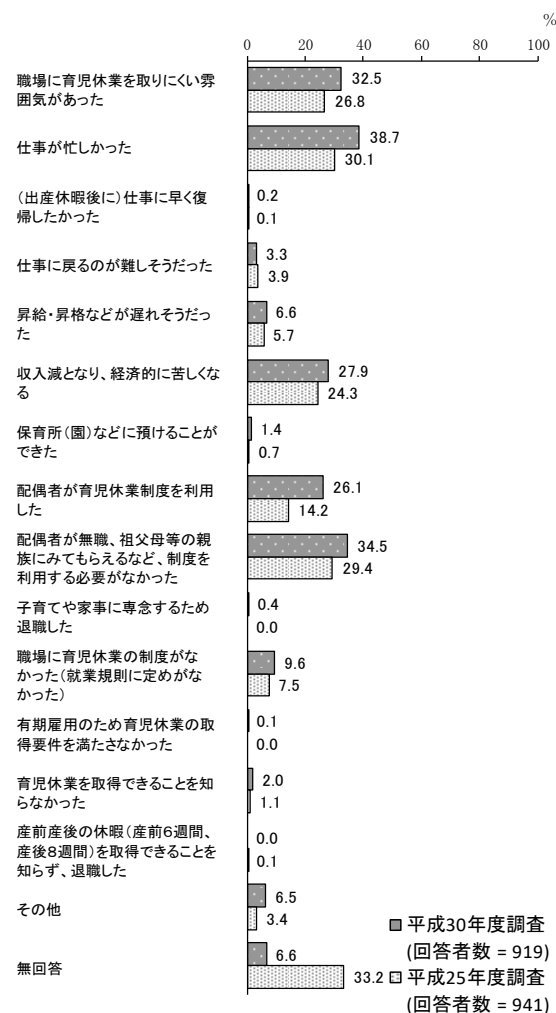
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



④ 父親の育児休業を取得していない理由

「仕事が忙しかった」の割合が38.7%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が34.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が32.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「配偶者が育児休業制度を利用した」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が増加しています。

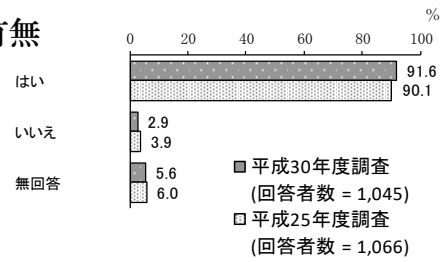


(8) 相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「はい」の割合が91.6%、「いいえ」の割合が2.9%となっています。

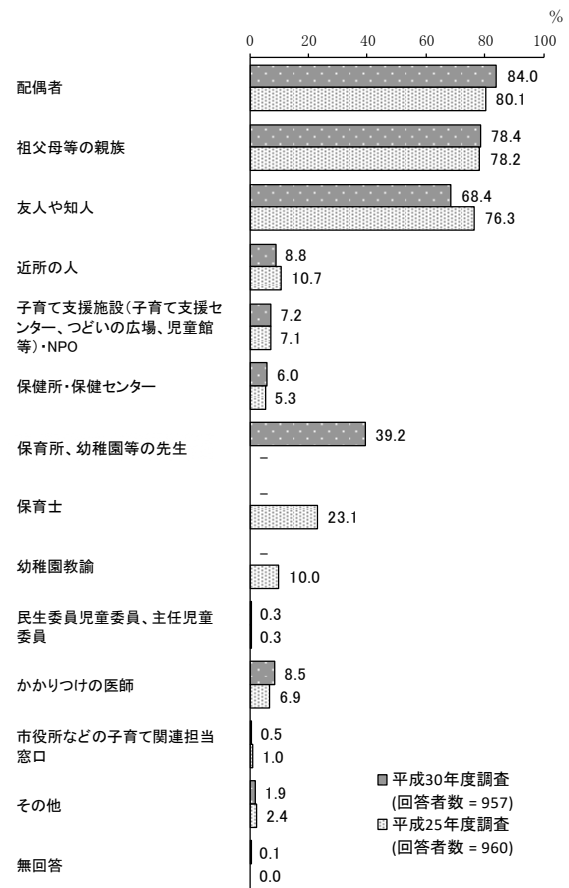
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「配偶者」の割合が84.0%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が78.4%、「友人や知人」の割合が68.4%となっています。

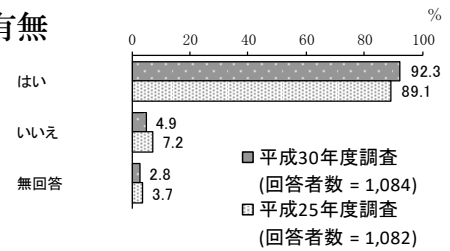
平成25年度調査と比較すると、「保育士」「幼稚園教諭」を合わせた数値より「保育所、幼稚園等の先生」の割合が増加しています。一方、「友人や知人」の割合が減少しています。



③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「はい」の割合が92.3%、「いいえ」の割合が4.9%となっています。

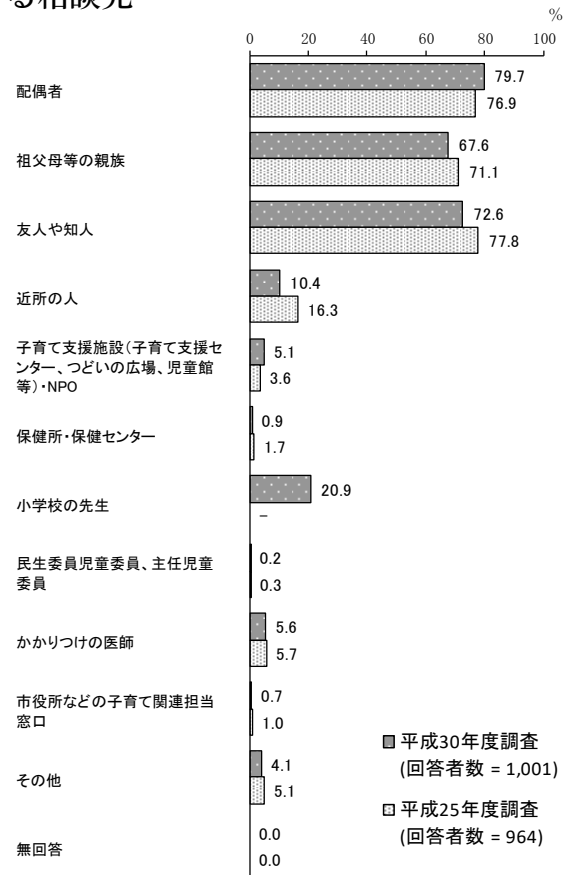
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「配偶者」の割合が79.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が72.6%、「祖父母等の親族」の割合が67.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「友人や知人」「近所の人」の割合が減少しています。

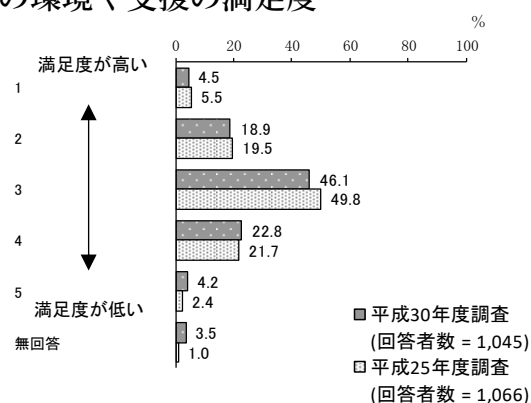


(9) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が46.1%と最も高く、次いで「4」の割合が22.8%、「2」の割合が18.9%となっています。

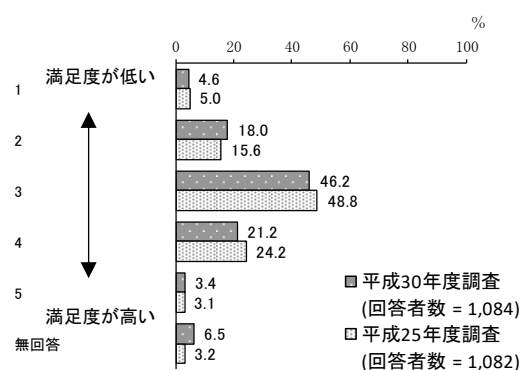
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が46.2%と最も高く、次いで「4」の割合が21.2%、「2」の割合が18.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第2期計画策定にあたり、第1期計画における施策の評価を行うとともに、統計データ、アンケート調査結果を踏まえ、第1期計画の基本目標ごとに課題を整理しました。

(1) 家庭や地域における子育て支援の充実・・・・・・・・

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や社会で自立できる力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、少子化や核家族化の進行に伴い、この役割を十分に果たすことが難しい家庭が増加していることから、アンケート調査結果をみると、日頃お子さんをみてもらえる親族・知人がいない人が約1割となっており、身近な人に頼りにくい状況が見受けられます。

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）の今後の利用意向や、利用日数の増加を希望する人が一定数存在することや、不定期の保育事業の利用意向として、地域子育て支援拠点などの小規模な施設やファミリー・サポート・センター等の地域住民等が子育て家庭等の近くの場所でみてくれるサービスを求める声もあることから、様々な地域の子育て支援サービスにより、子育て家庭を支援することが必要です。

また、国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約1/3となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

アンケート調査結果では、子育て（教育を含む）に関する相談相手については、「配偶者」「祖父母等」「友人や知人」の割合が高くなっています。

支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭を見守り、支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

さらに、保育所等における発達が心配な子どもの受入れなど、保育所等における支援の一層の充実が求められています。また、このような子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じて実施することが必要です。

本市では平成30年3月に第5期豊川市障害福祉計画・第1期豊川市障害児福祉計画を策定し、障がい児施策の推進に努めています。今後も、発達障害をはじめ、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を、関係機関と連携を図っていくことが必要です。

（２）母と子の健康づくりの推進・・・・・・・・

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

アンケート調査結果では、子育てに関する相談相手については、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な周りの相談相手が多く、「子育て支援施設」「保健所・保健センター」などの各機関は就学前児童保護者で２割を、就学児童保護者で１割を満たしていない状況となっています。

さらに、就学前保護者で２.９％、就学児童保護者で４.９％が子育てをする上で気軽に相談できる人が「いない」と回答しており、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに、抱え込んでしまっていることが懸念されます。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、関係機関が連携して、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して生み育てることができる取組が必要です。今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

（３）子どもの育ちを支える環境の整備・・・・・・・・

近年、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。

アンケート調査結果によると、子育てに最も影響すると思う環境としては「家庭」の割合が９割以上と最も高いものの、「地域」の割合は２割半ばとなっています。また、子育てについて気軽に相談できる人として、「祖父母等の親族」、「友人や知人」の割合が高くなっていますが、祖父母などの親族に子どもを預かってもらうことについては、相手の負担等を考えて不安を抱える人も多くなっています。

母親の就労状況についてアンケート調査結果をみると、５年前と比べ、母親のフルタイム就労が増加しています。また、未就学児童をもつ母親の約７割はなんらかの就労をしており、パートタイム就労している母親の約１割はフルタイムへの転換見込みがあり、働きながら育児をする母親のさらなる増加が見込まれます。

子育てのしやすい環境の拡大に向けて、地域での助け合いの機運や機会を創出しながら、必要な子育て支援サービスの充実も図ることで、家庭と地域が支え合う子育てしやすいまちをつくる必要があります。

豊川市では、子育てサポーターの養成やふれあい体験の実施など、地域と協働した事業を行っており、今後は、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力を高めていくことが求められます。

（４）仕事と子育ての両立の推進・・・・・・・・

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現することを目指しています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査結果では、5年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は大きく増加していますが、父親の取得状況は大きな変化はなく、いまだ低い水準となっています。また、父親が取得していない理由として「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が3割を超えています。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。





第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、時代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

本計画では、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、第1期計画において掲げた『はばたけ 未来へ 豊川っ子！』の基本理念を継承し、個人・家族・地域・社会・行政が一体となって、相互に連携・役割分担しながら、「子ども・子育て支援社会の構築」を目指して子ども・子育て支援の施策を推進します。

はばたけ 未来へ 豊川っ子！



2 基本目標

基本理念に基づき、本市の子ども・子育て支援の充実を図るために、次の4項目を基本目標として掲げます。

基本目標1 家庭や地域における子育て支援の充実・・・・・・・・

全ての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。特に幼児期からの教育の重要性等に対応するため、幼児教育・保育サービス等の充実を図るとともに、学童期における就労などにより昼間自宅に保護者のいない児童への対応として、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実を図ります。また、児童虐待の防止対策の推進や子どもの貧困対策、障がい児施策、外国籍等の子どもへの支援の充実を図ります。

基本目標2 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない 支援体制づくり・・・・・・・・

子育てに不安や悩みを抱えた保護者が孤立することがないように、保護者のニーズや状況をアセスメントし、多様化する相談に応えるとともに、関係機関と連携した切れ目のない支援を推進していきます。特に妊産婦に対しては行政だけではなく、医療機関、NPO法人等とも連携を図り、適切な時期に支援ができる体制を構築していきます。また核家族化等により、親族に支援を受けられない妊産婦の負担軽減のため、サービス等の拡充や利用しやすい体制を整備するとともに、地域全体で子育てをしていく意識のもてる啓発活動を推進します。

基本目標3 子どもの育ちを支える環境の整備・・・・・・・・

地域における児童の健全育成のための環境づくりを進めるとともに、次代の親の育成を図ります。また、社会全体で子どもを育てる意識を醸成し、さらには家庭や地域の教育力を総合的に高めるとともに、子どもや子育て家庭が安心して生活できるまちづくりを推進します。

基本目標4 仕事と子育ての両立の推進・・・・・・・・

安心して仕事と子育てを両立できるよう、企業を含めたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方の浸透に努め、子育てと仕事とのバランスのとれた働き方を支援する取組を推進します。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の推進]

はばたけ 未来へ 豊川っ子！

1 家庭や地域における子育て支援の充実

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 幼児教育・保育サービスの充実
- (3) 児童の健全育成
- (4) 配慮等が必要な家庭や子どもへの支援

2 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援体制づくり

- (1) 子どもと母親の健康の確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 気軽に相談できる支援体制づくり

3 子どもの育ちを支える環境の整備

- (1) 次代の親の育成
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 子育てにやさしいまちづくりの推進

4 仕事と子育ての両立の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスに関する取組

〔 事業・施策 〕

●法定事業 ○法定外事業

《法定事業》	●地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等） ●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	●利用者支援事業 ●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
《法定事業》	●認可保育所等における通常保育の充実 ●保育所その他の場所での一時預かり事業 ●実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	●時間外保育事業（延長保育） ●幼稚園における一時預かり事業 ●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
《法定外事業》	○認定こども園への移行促進 ○相互連携の充実	○小規模保育事業等の整備促進
《法定外事業》	○児童館事業 ○放課後子ども教室、新・放課後子ども総合プランの充実	○心理教育相談事業 ○定住外国人の子どもの就学支援事業
《法定事業》 《法定外事業》	●養育支援訪問事業 ○要保護児童対策地域協議会の実施 ○児童発達支援体制の充実 ○特別支援教育の充実 ○要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	●子育て短期支援事業（ショートステイ） ○ひとり親家庭等の自立支援 ○加配保育の充実 ○生活困窮世帯学習支援事業
《法定事業》 《法定外事業》	●妊婦健康診査事業 ○母子健康手帳の交付時の相談・指導及びパパママ教室の実施 ○乳幼児健康診査・子育て教室の実施 ○産前・産後ヘルパー利用費補助事業	●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） ○ひとり親家庭等の自立支援 ○産婦健康診査事業 ○産後ケア事業
《法定外事業》	○食育啓発事業	○食に関する指導の充実
《法定外事業》	○子ども・子育て相談事業	
《法定外事業》	○ふれあい体験の実施	
《法定外事業》	○子育てサポーターの養成	
《法定外事業》	○赤ちゃんの駅事業 ○拠点地区定住促進事業	○公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり
《法定事業》 《法定外事業》	●病児・病後児保育事業 ○ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発 ○休日保育事業	○育児休業明け保護者の職場復帰への支援

4 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援

基本理念の実現に向け、第4章に記載している子ども・子育て支援法に定められた事業を中心に施策を展開するとともに、子ども・子育てを取り巻く現状と課題を踏まえながら、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を行います。

妊娠期	出産期	乳児期	幼児期
母子健康手帳の交付時の相談・指導及びパパママ教室の実施			
●妊婦健康診査事業	産婦健康診査事業		
産前・産後ヘルパー利用費補助事業			
	●子育て短期支援事業（ショートステイ）		
	産後ケア事業	●乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	
		乳幼児健康診査・子育て教室の実施	
		●認可保育所等における通常保育の充実	
		認定こども園への移行促進	
		●時間外保育事業（延長保育）	
		●保育所その他の場所での一時預かり事業	
		休日保育事業	
		●実費徴収に係る補足給付を行う事業	
		●子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	
		●病児・病後児保育事業（3年生まで）	
		●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
		小規模保育事業等の整備促進	
		育児休業明け保護者の職場復帰への支援	●幼稚園における一時預かり事業
			加配保育の充実
●地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）			
●利用者支援事業			
●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）			
●養育支援訪問事業			
		拠点地区定住促進事業	
子育て家庭全般	子ども・子育て相談事業、子育てサポーターの養成、赤ちゃんの駅事業、 公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり、ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発		

●印については、第4章に記載している法定事業です。●印以外の事業は、第5章に記載しています。

小学生	中学生	高校生
食に関する指導の充実		
児童館事業		
相互連携の充実		
児童発達支援体制の充実		
心理教育相談事業		
●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
放課後子ども教室、新・放課後子ども総合プランの充実		
定住外国人の子どもの就学支援事業		
特別支援教育の充実		
ふれあい体験の実施		
食育啓発事業		
要保護児童及び準要保護児童生徒就学支援事業		
	生活困窮世帯学習支援事業	
要保護児童対策地域協議会の実施		
ひとり親家庭等の自立支援		
子ども・子育て相談事業、子育てサポーターの養成、赤ちゃんの駅事業、 公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり、ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発		



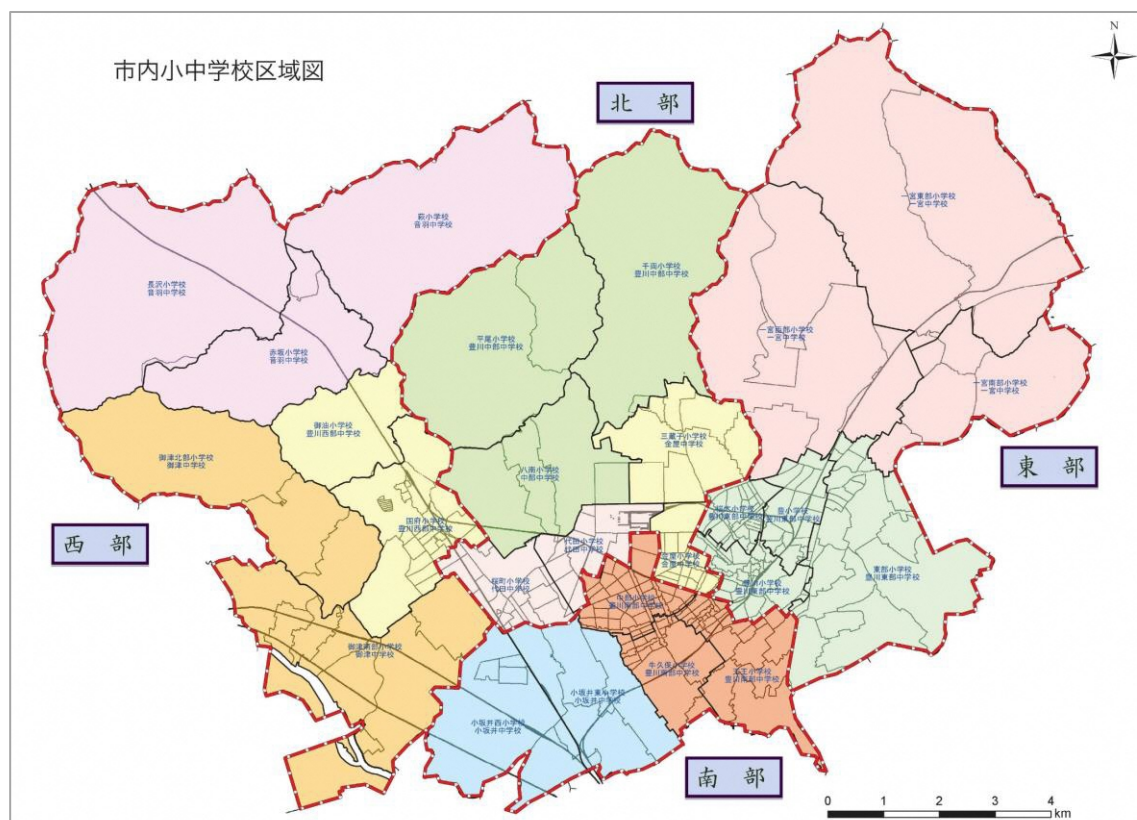
第4章 量の見込みと確保方策 (法定事業)

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

本市においては、豊川市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、教育・保育提供区域を4つの区域（東部・南部・西部・北部）とし、需給調整等を勘案して「認定区分」「地域子ども・子育て支援事業」ごとに、市域全体を1つの区域とするものと4つの区域とするものに分けて設定します。

■教育・保育提供区域



■校區別一覧

教育・保育 提供区域	該当地域	
	中学校区	小学校区
東部地区	東部中学校/一宮中学校	豊川小学校/東部小学校/桜木小学校/豊小学校/ 一宮東部小学校/一宮西部小学校/一宮南部小学校
南部地区	南部中学校/小坂井中学校	牛久保小学校/中部小学校/天王小学校/ 小坂井東小学校/小坂井西小学校
西部地区	西部中学校/音羽中学校/御津中学校	国府小学校/御油小学校/萩小学校/長沢小学校/ 赤坂小学校/御津北部小学校/御津南部小学校
北部地区	金屋中学校/中部中学校/代田中学校	三蔵子小学校/金屋小学校/千両小学校/八南小学校/ 平尾小学校/桜町小学校/代田小学校

■事業別一覧

①教育・保育

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設	区域設定	
			市域全体 (1区域)	4つの区域
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)	○	
2号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、 保護者の就労や疾病等により、保 育を必要とする子ども	保育所・認定こども園 (保育所部分)		○
3号認定	満3歳未満の就学前の子どもで、 保護者の就労や疾病等により、保 育を必要とする子ども	保育所・認定こども園 (保育所部分)・小規模 保育事業等		○

②地域子ども・子育て支援事業

対象事業	区域設定	
	市域全体 (1区域)	4つの区域
時間外保育事業(延長保育)		○
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		○
子育て短期支援事業(ショートステイ)	○	
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター等)		○
幼稚園における一時預かり事業	○	
保育所その他の場所での一時預かり事業	○	
病児・病後児保育事業	○	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	○	
利用者支援事業	○	
妊婦健康診査事業	○	
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	○	
養育支援訪問事業	○	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	○	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	○	

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

(1) 「量の見込み」等を算出する項目・・・・・・・・

次の1～13の事業について、アンケート調査結果を踏まえ、教育・保育提供区域における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、確保の方策（整備目標）を定めます。

【 教育・保育の量の項目 】

	認定区分	対象事業	事業の調査対象家庭	調査対象年齢
1	1号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	3～5歳
	2号認定	保育認定	幼稚園	
		保育認定	認定こども園 保育所	
	3号認定	保育認定	認定こども園 保育所 小規模保育事業等	0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業の項目 】

	対象事業	事業の調査対象家庭	調査対象年齢
2	時間外保育事業（延長保育）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～6年生
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	全ての家庭	0～5歳
5	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）	全ての家庭	0～2歳
6	幼稚園における一時預かり事業	専業主婦(夫)家庭	3～5歳
7	保育所その他の場所での一時預かり事業	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
8	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
9	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	全ての家庭	0～5歳 1～6年生
10	利用者支援事業	全ての家庭	
11	妊婦健康診査事業	全ての妊婦	
12	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月までの乳児が いる全ての家庭	
13	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要と する家庭	
14	実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度に移行していない 幼稚園の利用者	

(2)「量の見込み」の算出方法・・・・・・・・

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで「ニーズ量」が算出されます。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握します。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

例えば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から6年度まで各年度のニーズ量が算出されます。

～量の見込みの決定～

ステップ1～6で求めたニーズ量を、本市の実績に踏まえ、子ども・子育て会議の審議を経て、ニーズ量の算出を行い、各項目の「量の見込み」として決定しました。

【 家庭類型 】

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から下表のとおりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム 就労 (産休・育 休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120 時間 以上	120 時間 未満 60 時間以上	60 時間 未満	
ひとり親			タイプA				
フルタイム就労 (産休・育休含む)		タイプA	タイプB	タイプC		タイプC'	タイプD
パートタ イム就労 (産休・ 育休含 む)	120 時間以上		《保育の必要性あり》		タイプE'		
	120 時間未満 60 時間以上		タイプC	タイプE			
	60 時間未満		タイプC'	《保育の必要性なし》			
未就労			タイプD				タイプF

タイプA : フルタイム・パートタイムひとり親家庭 (母子または父子家庭) (就労時間: 月 120 時間以上
+ 月 60 時間~120 時間)

タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)

タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 月 60 時間~120 時間)

タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 60 時間未満)

タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭

タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 月 60 時間~120 時間)

タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 60 時間未満)

タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 1号認定（認定こども園及び幼稚園）（2号認定の幼稚園の利用希望を含む）

○過去の利用実績（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1号認定	1,371人	1,374人	1,402人	1,371人	1,354人
児童数	5,303人	5,212人	5,228人	5,092人	5,082人

【1号認定（認定こども園及び幼稚園）（2号認定の幼稚園の利用希望を含む）の量の見込み（市全体）】

アンケート調査結果では、1号認定（認定こども園及び幼稚園）（2号認定の幼稚園の利用希望を含む）の見込みが、近年の実績値を下回っており、実情を踏まえ量の見込みを行いました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		1,382人	1,353人	1,329人	1,323人	1,325人
内訳	1号認定	1,130人	1,106人	1,087人	1,082人	1,083人
	2号認定 （幼稚園希望）	252人	247人	242人	241人	242人
確保方策（B）		1,404人	1,404人	1,404人	1,404人	1,404人
内訳	特定教育・ 保育施設	37人	37人	37人	37人	37人
	確認を受けない 幼稚園	1,367人	1,367人	1,367人	1,367人	1,367人
差引（B）－（A）		22人	51人	75人	81人	79人

【確保の内容】

1号認定（認定こども園及び幼稚園）の提供体制については、量の見込みの算定結果から施設面では充足しており、今後5年間においては現在の提供体制を維持していくことで必要量を確保します。

(2) 2号認定（認定こども園及び保育所） ・ ・ ・ ・ ・

○過去の利用実績（利用希望者数）（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
2号認定	3,779人	3,706人	3,697人	3,554人	3,603人
児童数	5,303人	5,212人	5,228人	5,092人	5,082人

【2号認定（認定こども園及び保育所）の量の見込み（市全体）】

2号認定（認定こども園及び保育所）のニーズが高まっていることを踏まえつつ、1号認定の量の見込みと実情を考慮し、量の見込みを行いました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	3,427人	3,357人	3,299人	3,283人	3,286人
確保方策（B）	3,728人	3,706人	3,673人	3,648人	3,605人
差引（B）－（A）	301人	349人	374人	365人	319人

●2号認定（認定こども園及び保育所）の量の見込み（区域別）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部	量の見込み	703人	667人	655人	656人	659人
	確保方策	813人	807人	798人	798人	778人
南部	量の見込み	857人	825人	795人	789人	789人
	確保方策	934人	937人	937人	937人	914人
西部	量の見込み	792人	798人	806人	801人	791人
	確保方策	892人	873人	853人	845人	845人
北部	量の見込み	1,075人	1,067人	1,043人	1,037人	1,047人
	確保方策	1,089人	1,089人	1,085人	1,068人	1,068人

【確保の内容】

2号認定（認定こども園及び保育所）の提供体制については、量の見込みの算定結果から施設面では充足しており、今後5年間に於いて2号認定は減少する見込みのため、増加傾向の3号認定の確保方策と調整を図ります。

(3) 3号認定（認定こども園及び保育所＋小規模保育事業等）・・・

○過去の利用実績（利用希望者数）（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0歳児	103人	147人	157人	122人	147人
1・2歳児	1,186人	1,245人	1,295人	1,318人	1,352人

【3号認定の量の見込み（市全体）】

アンケート調査結果では、教育・保育事業を利用したいと回答しているものの、育児休業を取得中であったり、実際には利用しない家庭も多く、実情を踏まえ量の見込みを行いました。

●3号認定（0歳児）の量の見込み（市全体）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		168人	181人	190人	199人	208人
確保方策（B）		183人	198人	205人	217人	217人
内訳	特定教育・保育施設	166人	181人	188人	200人	200人
	特定地域型保育事業	14人	14人	14人	14人	14人
	企業主導型保育事業	3人	3人	3人	3人	3人
差引（B）－（A）		15人	17人	15人	18人	9人

●3号認定（1・2歳児）の量の見込み（市全体）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		1,388人	1,432人	1,462人	1,486人	1,513人
確保方策（B）		1,405人	1,442人	1,478人	1,548人	1,548人
内訳	特定教育・保育施設	1,355人	1,392人	1,428人	1,484人	1,484人
	特定地域型保育事業	34人	34人	34人	48人	48人
	企業主導型保育事業	16人	16人	16人	16人	16人
差引（B）－（A）		17人	10人	16人	62人	35人

● 3号認定（0歳児）の量の見込み（区域別）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部	量の見込み	24人	27人	30人	32人	34人
	確保方策	28人	30人	32人	35人	35人
南部	量の見込み	56人	58人	59人	60人	61人
	確保方策	51人	58人	58人	63人	63人
西部	量の見込み	36人	39人	41人	44人	46人
	確保方策	37人	42人	44人	47人	47人
北部	量の見込み	52人	57人	60人	63人	67人
	確保方策	67人	68人	71人	72人	72人

● 3号認定（1・2歳児）の量の見込み（区域別）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部	量の見込み	260人	270人	275人	281人	288人
	確保方策	261人	270人	277人	294人	294人
南部	量の見込み	356人	373人	377人	381人	383人
	確保方策	370人	380人	380人	398人	398人
西部	量の見込み	333人	335人	345人	347人	354人
	確保方策	324人	335人	353人	358人	358人
北部	量の見込み	439人	454人	465人	477人	488人
	確保方策	450人	457人	468人	498人	498人

【 確保の内容 】

3歳未満児に対する教育・保育の提供体制の確保については、令和元年度の実績値と量の見込みとの差に対し、施設面では、園舎建替え時には3歳未満児の受入設備を拡充し、また、既存の保育室を乳児室に改修するなどして3歳未満児の受入を強化します。

保育士の確保については、処遇・職場環境の改善を図るとともに、ハローワークを活用した一般募集、保育士養成校との連携などを通じて必要な人材確保に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 時間外保育事業（延長保育）・・・・・・・・

【事業概要】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合等により、通常の保育時間では対応できないニーズに対応するため、保育時間の延長を行う事業です。

○過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
137人	144人	129人	132人

※実績値は 18:31～19:30 の時間外保育実利用児童数

【量の見込み（市全体）】

アンケート調査結果では、「日常的に子どもをみてもらえる親族がいる」家庭など、実際には利用しない家庭も多く、実情を踏まえ量の見込みを行いました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	151人	151人	151人	151人	151人
確保方策（B）	151人	151人	151人	151人	151人
差引（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

【確保の内容】

平成31年4月1日現在19時30分まで延長を実施している保育所が16園あり、二歳量としては充足しています。今後は必要に応じて実施園を拡充し必要量を確保します。

●時間外保育事業（延長保育）の量の見込み（区域別）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部	量の見込み	30人	30人	30人	30人	30人
	確保方策	30人	30人	30人	30人	30人
南部	量の見込み	49人	49人	49人	49人	49人
	確保方策	49人	49人	49人	49人	49人
西部	量の見込み	30人	30人	30人	30人	30人
	確保方策	30人	30人	30人	30人	30人
北部	量の見込み	42人	42人	42人	42人	42人
	確保方策	42人	42人	42人	42人	42人

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・・・・・・・・

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童の健全な育成を図るため、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

市内26小学校区全てで実施しており、平成31年4月1日現在、43箇所（保護者会含む）となっています。

○過去の利用実績（利用希望者数）（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学1年生	412人	473人	442人	489人	456人
小学2年生	352人	372人	426人	412人	458人
小学3年生	285人	297人	301人	364人	340人
小学4年生	124人	158人	161人	155人	218人
小学5年生	41人	61人	62人	70人	59人
小学6年生	18人	21人	35人	22人	28人

【量の見込み（市全体）】

アンケート調査結果と実際の利用率については、高学年において大きな乖離が見られます。ニーズの高まりと実情を踏まえ量の見込みを行いました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（Ａ）	1,660人	1,719人	1,760人	1,793人	1,813人
小学1年生	523人	527人	553人	546人	558人
小学2年生	431人	472人	476人	508人	500人
小学3年生	402人	367人	392人	398人	419人
小学4年生	195人	236人	209人	218人	222人
小学5年生	87人	84人	101人	83人	83人
小学6年生	22人	33人	29人	40人	31人
確保方策（Ｂ）	1,830人	1,999人	2,071人	2,111人	2,111人
小学1年生	580人	614人	653人	645人	651人
小学2年生	476人	551人	562人	598人	583人
小学3年生	442人	427人	463人	469人	487人
小学4年生	213人	272人	246人	256人	259人
小学5年生	95人	97人	115人	97人	96人
小学6年生	24人	38人	32人	46人	35人
差引（Ｂ）－（Ａ）	170人	280人	311人	318人	298人

●量の見込み（区域別）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
東部	量の見込み	391 人	416 人	426 人	424 人	423 人
	小学１年生	135 人	145 人	141 人	135 人	139 人
	小学２年生	103 人	113 人	120 人	119 人	115 人
	小学３年生	90 人	87 人	92 人	99 人	93 人
	小学４年生	44 人	51 人	49 人	51 人	56 人
	小学５年生	16 人	16 人	19 人	16 人	16 人
	小学６年生	3 人	4 人	5 人	4 人	4 人
	確保方策	482 人	482 人	518 人	518 人	518 人
	小学１年生	166 人	168 人	171 人	166 人	169 人
	小学２年生	127 人	131 人	146 人	145 人	141 人
	小学３年生	111 人	101 人	112 人	121 人	114 人
	小学４年生	54 人	58 人	60 人	61 人	69 人
	小学５年生	20 人	19 人	23 人	20 人	20 人
	小学６年生	4 人	5 人	6 人	5 人	5 人
南部	量の見込み	439 人	441 人	447 人	452 人	456 人
	小学１年生	106 人	107 人	119 人	109 人	119 人
	小学２年生	96 人	103 人	104 人	119 人	107 人
	小学３年生	117 人	87 人	91 人	95 人	104 人
	小学４年生	61 人	82 人	61 人	63 人	64 人
	小学５年生	45 人	40 人	51 人	37 人	40 人
	小学６年生	14 人	22 人	21 人	29 人	22 人
	確保方策	459 人	499 人	499 人	499 人	499 人
	小学１年生	111 人	121 人	133 人	120 人	130 人
	小学２年生	100 人	117 人	116 人	131 人	117 人
	小学３年生	122 人	98 人	102 人	105 人	114 人
	小学４年生	64 人	93 人	68 人	70 人	70 人
	小学５年生	47 人	45 人	57 人	41 人	44 人
	小学６年生	15 人	25 人	23 人	32 人	24 人

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
西部	量の見込み	356 人	363 人	365 人	377 人	379 人
	小学 1 年生	114 人	110 人	110 人	118 人	114 人
	小学 2 年生	89 人	102 人	101 人	100 人	107 人
	小学 3 年生	87 人	81 人	87 人	86 人	89 人
	小学 4 年生	50 人	51 人	49 人	52 人	50 人
	小学 5 年生	12 人	16 人	16 人	17 人	15 人
	小学 6 年生	4 人	3 人	2 人	4 人	4 人
	確保方策	364 人	422 人	422 人	462 人	462 人
	小学 1 年生	117 人	128 人	127 人	144 人	140 人
	小学 2 年生	91 人	119 人	117 人	123 人	130 人
	小学 3 年生	89 人	94 人	101 人	105 人	108 人
	小学 4 年生	51 人	59 人	57 人	64 人	61 人
	小学 5 年生	12 人	19 人	18 人	21 人	18 人
	小学 6 年生	4 人	3 人	2 人	5 人	5 人
北部	量の見込み	474 人	499 人	522 人	540 人	555 人
	小学 1 年生	168 人	165 人	183 人	184 人	186 人
	小学 2 年生	143 人	154 人	151 人	170 人	171 人
	小学 3 年生	108 人	112 人	122 人	118 人	133 人
	小学 4 年生	40 人	52 人	50 人	52 人	52 人
	小学 5 年生	14 人	12 人	15 人	13 人	12 人
	小学 6 年生	1 人	4 人	1 人	3 人	1 人
	確保方策	525 人	596 人	632 人	632 人	632 人
	小学 1 年生	186 人	197 人	222 人	215 人	212 人
	小学 2 年生	158 人	184 人	183 人	199 人	195 人
	小学 3 年生	120 人	134 人	148 人	138 人	151 人
	小学 4 年生	44 人	62 人	61 人	61 人	59 人
	小学 5 年生	16 人	14 人	17 人	15 人	14 人
	小学 6 年生	1 人	5 人	1 人	4 人	1 人

【 確保の内容 】

令和 6 年度までに量の見込みに対して、施設及び人材の確保に努めます。

施設については、クラブ室の建設及び、学校施設をはじめ既存の公有施設を有効活用する中で確保を図ります。放課後児童支援員及び補助員については、国の確保方策の積極的な活用や広報、ハローワークなどにより一般募集を行い必要な人材の確保を図ります。

夏休みの短期利用ニーズに対しては、校区を跨いで利用可能な拠点施設の開設も考慮にいれながら必要な量の確保を図ります。

また、新・放課後子ども総合プランの趣旨に沿った放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施を目指し、次の取組を推進します。

- 一体的にまたは連携して行われる放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進。
- 放課後児童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れ、引き渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう協議をしていきます。
- 小学校内への放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置に際しては、関係部局と十分な協議を行うとともに、連携が取りやすくなるよう互いに情報共有をします。
- 放課後児童クラブについて、現行の障害児受入推進事業を継続し、必要に応じて加配支援員を配置します。
- 放課後児童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った運営に努めます。
- 市や県等が実施する研修への参加を促進し、放課後児童クラブの質をさらに向上させます。
- 市ホームページや広報紙、放課後児童クラブからの直接の発信による、放課後児童クラブの情報周知を検討します。



(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ） ・ ・ ・ ・ ・

【 事業概要 】

保護者が疾病等により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において短期間（1週間程度）子どもを養育・保護する事業です。

市が指定する乳児院（1箇所）、児童養護施設（1箇所）及び母子生活支援施設（1箇所）において実施しています。

○過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
110人日	152人日	82人日	50人日

【 量の見込み（市全体） 】

アンケート調査結果では、ニーズがみられないため、過去の実績値から量の見込みを行いました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	98人日	98人日	98人日	98人日	98人日
確保方策（B）	98人日	98人日	98人日	98人日	98人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 確保の内容 】

保護者の疾病等による一時的な養育困難者に対するサービスとして、現在の提供体制を維持、継続します。

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）・・・・・・・・

【事業概要】

子育て支援センター、つどいの広場、児童館など親子が気軽に集まることができる地域の拠点となる事業・施設において、子育て不安に対する相談や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

子育て支援センター（1箇所）、つどいの広場（1箇所）及び児童館（11箇所）において実施しています。

○過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
52,552人回	56,510人回	52,457人回	50,609人回

【量の見込み（市全体）】

アンケート調査結果及び、実情を踏まえ量の見込みを行いました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	50,846人回	54,406人回	54,533人回	54,661人回	54,789人回
確保方策（B）	50,846人回	54,406人回	54,533人回	54,661人回	54,789人回
差引（B）－（A）	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

【確保の内容】

施設面においては、現在のつどいの広場と各中学校区に設置している児童館で量的充足は可能となっています。地域子育て支援拠点施設として児童館においても乳幼児親子向けの教室やイベントをさらに充実させるなど、より集しやすい環境を整備します。



●量の見込み（区域別）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部	量の見込み	4,932人回	5,080人回	5,126人回	5,138人回	5,150人回
	確保方策	4,932人回	5,080人回	5,126人回	5,138人回	5,150人回
南部	量の見込み	10,169人回	12,509人回	12,542人回	12,572人回	12,601人回
	確保方策	10,169人回	12,509人回	12,542人回	12,572人回	12,601人回
西部	量の見込み	9,102人回	9,374人回	9,380人回	9,402人回	9,424人回
	確保方策	9,102人回	9,374人回	9,380人回	9,402人回	9,424人回
北部	量の見込み	26,643人回	27,443人回	27,485人回	27,549人回	27,614人回
	確保方策	26,643人回	27,443人回	27,485人回	27,549人回	27,614人回



(5) 幼稚園における一時預かり事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 事業概要 】

幼稚園及び認定こども園（１号認定）の在園児を対象として、教育標準時間の開始前や終了後、夏休みなどの長期休業期間中に園児を預かる事業です。

令和元年度より、新たに認定こども園１園で預かり保育を開始しており、幼稚園５園、認定こども園２園の計７園で実施しています。

○過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
31,203人日	33,101人日	33,630人日	31,491人日

【 量の見込み（市全体） 】

アンケート調査結果では、幼稚園における在園児を対象とした一時預かりのニーズ量が近年の実績値を下回っており、実情を踏まえ量の見込みを行いました。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（Ａ）		33,168人日	32,472人日	31,896人日	31,752人日	31,800人日
内訳	１号認定	27,120人日	26,544人日	26,088人日	25,968人日	25,992人日
	２号認定	6,048人日	5,928人日	5,808人日	5,784人日	5,808人日
確保方策（Ｂ）		33,168人日	32,472人日	31,896人日	31,752人日	31,800人日
差引（Ｂ）－（Ａ）		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 確保の内容 】

量の見込みに対して、市内の５幼稚園及び２認定こども園（１号認定）で実施している預かり保育の提供体制で充足しており、現在の提供体制を維持、継続します。

(6) 保育所その他の場所での一時預かり事業 ・ ・ ・ ・ ・

【事業概要】

保護者のパート就労や病気等により家庭での保育が一時的に困難となる場合や保護者の育児の負担軽減、冠婚葬祭への出席、出産のため、主として昼間、子どもを預かる事業です。

市内12箇所の保育所及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター・就学前児童対象）にて、実施しています。

○過去の利用実績（参考）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所	6,743人日	6,643人日	7,160人日	6,963人日
子育て援助活動支援事業	890人日	1,173人日	1,177人日	543人日
計	7,633人日	7,816人日	8,337人日	7,506人日

【量の見込み（市全体）】

アンケート調査結果及び、実情を踏まえ量の見込みを行いました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		8,016人日	8,124人日	8,161人日	8,228人日	8,340人日
内訳	保育所	7,066人日	7,174人日	7,211人日	7,278人日	7,390人日
	子育て援助活動支援事業	950人日	950人日	950人日	950人日	950人日
確保方策（B）		8,016人日	8,124人日	8,161人日	8,228人日	8,340人日
差引（B）－（A）		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【確保の内容】

保育所における一時預かりについては、必要に応じて、実施園や受入れクラス数を拡充し、必要量を確保します。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業・就学前児童対象）における一時預かり事業においては、現在の体制を維持し、援助会員及び両方会員の確保に努め必要量を確保します。

(7) 病児・病後児保育事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 事業概要 】

病氣中または病気の回復期にあり、普段通っている保育所などに通うことができない子どもを、保育施設や病院に付設された施設で一時的に預かる事業です。

市内1箇所の医療機関付施設で実施しています。平成30年度までは病後児のみを対象としていましたが、令和元年度からは病児も対象として実施しています。

○過去の利用実績（利用希望者数）（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
417人日	475人日	441人日	463人日

【 量の見込み（市全体） 】

アンケート調査結果では、「日常的に子どもをみてもらえる親族がいる」家庭などが含まれ、実績との乖離が大きいいため、実情を踏まえ量の見込みを行いました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
確保方策（B）	600人日	600人日	600人日	600人日	1,200人日
差引（B）－（A）	▲600人日	▲600人日	▲600人日	▲600人日	0人日

【 確保の内容 】

量の見込みを確保するため、令和6年度までに医療機関等との調整を図り、新たに1箇所の開設を目指します。



(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

＜就学児童のみ＞

【 事業概要 】

保護者の外出時等の一時預かりなどの子育てに関する援助を、受けない人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）が相互に会員となり、助け合う会員組織で、会員間のコーディネート（紹介など）やサポートなどを通して相互援助活動を支援する事業です。

○過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,256人日	824人日	851人日	1,038人日

【 量の見込み（市全体） 】

アンケート調査結果では、ニーズがみられないため、過去の実績値から量の見込みを行いました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日
確保方策（B）	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 確保の内容 】

現在のセンター体制を維持し、援助会員及び両方会員の確保に努めます。

(9) 利用者支援事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 事業概要 】

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約を行い、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

○過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
—	353人日	621人日	758人日

【 量の見込み（市全体） 】

利用者支援事業の基本型、母子保健型を実施しており、令和2年度から特定型を実施します。そのため、量の見込みは箇所数とともに、実績を踏まえ利用者数を算出しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	1,300人日	1,300人日	1,300人日	1,300人日	1,300人日
量の見込み（A）	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
基本型・特定型	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保方策（B）	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
基本型・特定型	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差引（B）－（A）	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

【 確保の内容 】

子育て支援センター、保健センター、保育課内に利用者支援事業を担当する職員を配置し、利用者の相談支援を行います。

また、関係機関と情報共有し、連携して支援をするネットワーク体制の強化を図ります。

(10) 妊婦健康診査事業 ● ● ● ● ● ● ●

【 事業概要 】

妊娠の届け出があった妊婦に対し、妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠期間中14回までの妊婦健康診査を助成します。

○過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
18,051回	18,432回	19,142回	18,054回

【 量の見込み（市全体） 】

0歳児の推計児童数を対象者数とし、受診券交付数（14回）を乗じた数値（延受診者数）を量の見込みとしました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	21,294回	20,748回	20,076回	19,684回	19,278回
確保方策（B）	21,294回	20,748回	20,076回	19,684回	19,278回
	実施場所 愛知県内の産科医療機関等				
	※県外で受診した方は後日還付手続				
	実施時期 通年実施				
	健診回数 14回				
	検査項目 国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

【 確保の内容 】

医療機関や助産所で実施する健診に対し、14回分の受診券を交付する現在の体制を維持、継続します。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） ・ ・ ・ ・ ・

【 事業概要 】

生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭へ、保健師、看護師が訪問し相談に応じる事業です。

保健センターにおいて、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として乳児のいる全ての家庭を対象に実施しています。

○過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,668人	1,570人	1,458人	1,357人

【 量の見込み（市全体） 】

過去の実績と0歳児の推計児童数を踏まえ、量の見込みを算出しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,386人	1,368人	1,333人	1,290人	1,265人
確保方策（B）	1,386人	1,368人	1,333人	1,290人	1,265人
	実施体制 実施機関 対象年齢	保健師、看護師 豊川市（保健センター） 生後4か月まで			

【 確保の内容 】

保健センターの保健師や看護師により「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として現在の体制で実施します。



(12) 養育支援訪問事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

【 事業概要 】

養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談を受け、支援、助言等を行うことにより虐待に至ることを防ぎます。

子育て支援課において、対象家庭を訪問し、必要な相談、指導、支援等を実施しています。

○過去の利用実績（参考）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
632人回	729人回	741人回	860人回

【 量の見込み（市全体） 】

過去の実績を踏まえ、量の見込みを算出しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	860人回	860人回	860人回	860人回	860人回
確保方策（B）	860人回	860人回	860人回	860人回	860人回
	実施体制 実施機関 対 象 者	保健師、助産師、看護師、保育士等 豊川市（子育て支援課） 要支援児童、特定妊婦			

【 確保の内容 】

子育て支援課の保健師等により、保健センター等関係機関と連携しながら現在の体制で対象家庭の支援を実施します。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 事業概要 】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園または特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費（副食材料費）または教材費、行事費等を助成する事業です。

【 量の見込み（市全体） 】

幼稚園等利用者の実情を踏まえ量の見込みを行いました。

●幼稚園の給食費（副食材料費）に係る補足給付事業の量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	194人	190人	187人	186人	186人
確保方策（B）	194人	190人	187人	186人	186人
差引（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

【 確保の内容 】

認定世帯について、必要量を確保し支援を実施します。給食費（副食材料費）は、新制度に移行していない幼稚園の利用者を対象として、令和元年10月1日の幼児教育・保育の無償化を機に実施しています。日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品教材費は、特定教育・保育施設等の利用者を対象として、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助等を検討します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ・ ・ ・ ・

【 事業概要 】

小規模保育事業等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した事業の参入または運営を促進するための事業です。

【 今後の方向性 】

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設の調整等を進めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園の利用料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給、保護者の経済的負担の軽減や利便性の増進等を勘案して給付を行うものとします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監査等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県に対し、情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携を図ります。





第5章 子育て支援施策の推進 (法定外事業)

1 家庭や地域における子育て支援の充実（基本目標 1）

施策の方向（1）地域における子育て支援サービスの充実・・・・・・・・

法定事業において事業推進します。

施策の方向（2）幼児教育・保育サービスの充実・・・・・・・・

※目標値・方向性欄における「⇒」は、数値で表しにくい事業または、ニーズに対して提供体制を確保し実施する事業です。

事業・施策	事業内容（上段） 指標及び計画期間内の目標（下段）			担当課
認定こども園への移行促進	多様化する教育・保育ニーズに応えるため、市内の幼稚園をはじめ、関係団体等への働きかけを行い、認定こども園への移行促進を図ります。			保育課
	○市内の認定こども園数 （実績：令和元年度） 市内幼稚園等との意見交換を密に図り、それぞれの状況を踏まえた上で、認定こども園への移行を促します。	実績値	目標値 方向性	
		2	⇒	
小規模保育事業等の整備促進	増加傾向が続く、3歳未満児の保育需要に対し、引き続き、関係団体等への働きかけを行い、小規模保育事業等への参入を促します。			保育課
	○市内の小規模保育事業等の認可定員 （実績：令和元年度） 小規模保育事業等への参入を促すとともに、既存の保育施設に対しても定員を増やす等、受け皿の拡充を目指します。	実績値	目標値 方向性	
		48	62	
相互連携の充実	切れ目ない、教育・保育サービスを提供していくために、市内の幼稚園や認定こども園、保育所、小学校等が組織する既存の協議会等を活用し、相互の連携が図られるよう必要な情報等を提供します。また、保育者の資質の向上を図り、質の高い幼児教育が提供できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修などの取組を検討します。			学校教育課 保育課
	○幼児教育研究会の開催数（年間） 幼稚園、認定こども園、保育所、小学校に勤務する教諭や保育士等が、同じテーマで研修会を開催するとともに、地域の施設ごとに分かれて情報交換を行う等、切れ目なく質の高い教育・保育サービスの提供ができる体制を整えます。	実績値	目標値 方向性	
		3	⇒	
		幼児教育研究会 開催数		

施策の方向（３）児童の健全育成・・・・・・・・

事業・施策	事業内容（上段） 指標及び計画期間内の目標（下段）		担当課	
児童館事業	身近な児童健全育成の拠点としての機能に加え、乳幼児親子向けの教室や相談事業を増やし、子育て支援拠点施設のサテライト施設としての機能を充実します。		子育て支援課	
	○児童館延べ利用者数、各種イベント実施回数（実績：平成30年度） 趣向を凝らしたイベントを開催するとともに、子育ての悩みを共有できるような環境を整え、利用者を増やします。	実績値		目標値 方向性
		229,195		233,400
		延べ利用者数		
		1,150		1,200
各種イベント 実施回数				
心理教育相談事業	臨床心理士による心理教育相談室「ゆずりは」において、市内の小中学生及びその保護者、小中学校教諭、就学前の児童の保護者、保育士等からの心理教育相談等を充実します。		学校教育課 保育課	
	○「ゆずりは」巡回相談件数及び来談者相談件数（実績：平成30年度） 児童の減少傾向がある中、相談内容は多様化し、相談者も外国人が増えています。臨床心理士の確保や質の向上に努めます。	実績値		目標値 方向性
		100		⇒
		巡回相談件数		
		2,163		⇒
来談者相談件数				
放課後子ども教室、新・放課後子ども総合プランの充実*	全ての小学校児童の安心・安全な居場所として、放課後子ども教室の拡充、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施または、連携実施に向けた検討を行います。		生涯学習課 子育て支援課	
	○放課後子ども教室実施箇所数及び放課後児童クラブ連携実施箇所数（実績：平成30年度） 児童の健全育成に資するため、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を深めます。	実績値		目標値 方向性
		26		⇒
		実施箇所数		
		9		⇒
連携実施箇所数				
【新規追加】 定住外国人の子どもの就学支援事業	日本語が十分でない外国籍の子どもを対象に、日本語教室「こぎつね教室」を開設し、日常生活や学校での学習に必要な日本語と、学校生活におけるルールを学ぶことができる場所を提供し、定住外国人の子どもの就学支援を行います。		市民協働国際課	
	○「こぎつね教室」入室者数（実績：平成30年度） 小学1年生から中学3年生までの日本語が十分でない外国籍の子どものための就学支援事業を継続実施していきます。	実績値		目標値 方向性
		50		90
		こぎつね教室 入室者数		

※子どもの貧困対策施策としても位置付け

施策の方向（４）配慮等が必要な家庭や子どもへの支援・・・・・・・・

事業・施策	事業内容（上段） 指標及び計画期間内の目標（下段）	担当課
要保護児童対策 地域協議会の実施	児童虐待や非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会における情報管理の徹底や児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化し、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図ります。	子育て支援課
	実績値 目標値 方向性 208 ⇒ 相談対応件数 2 ⇒ 協議会開催件数 8 ⇒ 研修会開催回数 547 ⇒ 研修会参加者数 12 ⇒ 実務者会議開催回数	



事業・施策	事業内容（上段） 指標及び計画期間内の目標（下段）		担当課	
ひとり親家庭等の自立支援* 【一部新規追加】	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、手当を支給するとともに、母子・父子自立支援員が、就職や経済上の問題など様々な相談に日頃から応じ、生活の安定や自立に向けた支援を行います。またひとり親家庭の母または父が、就職に役立つ技能や資格取得のための講座等を受講した際や各種学校等の養成機関で修業する際には給付金を支給し、自立を促進します。 母（父）子家庭の母（父）、父母のいない児童を対象に、医療費の助成を行い、保健の向上及び福祉の増進を図ります。		子育て支援課 保険年金課	
		実績値		目標値 方向性
		1,215		⇒
	児童扶養手当受給者数			
		1,868		⇒
	児童扶養手当受給 対象児童数			
		1,273		⇒
	遺児の育成を図る手 当受給者数			
		1,950		⇒
	遺児の育成を図る手 当受給対象児童数			
		587		⇒
	母子家庭等相談件数			
		5		12
	自立支援教育訓練給 付金支給件数			
		9		14
	高等学校卒業程度認 定試験合格支援給付 金支給件数			
		1		6
	入学支援修了一時金 支給件数			
		0		2
高等学校卒業程度認 定試験合格支援給付 金支給件数				
	3,170	⇒		
母子・父子家庭医療 の受給者数				
	44,009	⇒		
母子・父子家庭医療 の年間延受診件数				

※子どもの貧困対策施策としても位置付け

事業・施策	事業内容（上段） 指標及び計画期間内の目標（下段）		担当課
児童発達支援体制の充実	発達に課題のある児童やその保護者に対して、子どもの就園、就学等の節目においても切れ目のない一貫した支援を行うため、ひまわり園で行う児童発達支援等のほか、新たに相談及び療育等を包括的、かつ、継続的に行うための体制整備を図ります。		子育て支援課
	○児童発達支援センター（福祉型）の設置箇所数（実績：平成30年度） 速やかに児童発達支援センターを設置し、発達に課題のある児童の支援体制を整備し、切れ目のない支援を行います。	実績値	目標値 方向性
		0	1
		児童発達支援センター設置箇所数	
加配保育の充実	発達の気になる子どもについて、保育所では加配保育を実施しています。現在23箇所の指定園を設け、保育サービスを提供しています。		保育課
	○加配保育指定園数（実績：令和元年度） 加配児の受入へのニーズが高まっているため、指定園を各小学校区に1園を整備し、身近な地域でサービスが受けられるよう整備を進めます。また、より身近な地域でサービスが受けられるよう、児童数の多い地域では指定園の拡大を検討します。	実績値	目標値 方向性
		23	26
		加配保育指定園数	
特別支援教育の充実	様々な理由で特別な支援を必要とする子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、家庭環境や学習能力、心身の状況等に応じた教育を受けることができる支援体制の充実を図ります。		学校教育課
	○非常勤講師派遣数及びパート支援員配置数（実績：平成30年度） 個別的な指導やチームティーチングのため、講師を派遣したり、パート職員を配置するなど、児童・生徒を支えるとともに学級運営の安定化を図ります。	実績値	目標値 方向性
		69	89
		非常勤講師派遣数	
		14	⇒
	パート職員配置数		

事業・施策	事業内容（上段） 指標及び計画期間内の目標（下段）			担当課
【新規追加】 生活困窮世帯学習支援事業※	経済的な理由などから学習する環境の確保が難しい子どもたちに対して、居場所を提供し、基礎的な学力を身につけることを目指して、一人ひとりの学習習熟度に合わせた学習支援を行います。			福祉課
	○生活困窮世帯学習支援事業開催回数、 参加申込者数及び延参加生徒数 （実績：平成30年度） 支援が必要な世帯への効果的な周知方法や関係機関との連携方法を検討し、継続的に学習支援事業を実施します。	実績値	目標値 方向性	
		100	102	
		開催回数		
		30	40	
		参加者申込者数		
		858	3,000	
延参加生徒数				
【新規追加】 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業※	経済的な理由によって就学困難な児童または、生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費を援助することにより義務教育の円滑な実施を図ります。			学校教育課
	○就学援助事業の認定者数（小学生・中学生の合計数）（実績：平成30年度） 援助を必要とする児童または生徒の保護者に支援が届くように啓発に努め事業を実施していきます。	実績値	目標値 方向性	
		1,423	⇒	
		認定者数		

※子どもの貧困対策施策としても位置付け

教育の機会均等のため実施している生活保護受給家庭、母子（父子）家庭等の子どもを対象とした学習支援事業を実施しており、これを拡充させます。

また、環境整備として、家庭や学校とは別に、子どもの孤立を防止し、子どもが安心して過ごすことができる居場所が求められており、喫緊の課題となっています。この居場所の一つの形態として、孤食の防止、地域の大人や同世帯の子どもとの交流、食育の推進を図ることが期待できる子ども食堂があります。現在、市内で食堂を開設運営している団体に対して、より安定して継続運営できる補助制度の創設を検討します。

一方、平成28年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、市町村は子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないとされ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う市区町村子ども家庭支援拠点の整備に努めなければならないと規定されました。児童虐待等、子どもに不利益となる事象から子どもを救い出し、安心して家庭や地域で暮らしていけるよう、拠点の整備に向けて鋭意検討を進めます。

2 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援体制づくり（基本目標2）

施策の方向（1）子どもと母親の健康の確保・・・・・・・・

事業・施策	事業内容（上段） 指標及び計画期間内の目標（下段）	担当課
【新規追加】 母子健康手帳の 交付時の相談・ 指導及びパパマ 教室の実施	母子健康手帳の交付時に専門職が面接し、相談、指導を実施しています。妊娠中に母親が自身で健康管理ができ、安全安心して出産を迎えることができるよう、切れ目のない支援を実施します。また、パパママ教室ではパパとママが育児に対するイメージを持ち、前向きに育児に取り組むための支援を行います。	保健センター
	○母子健康手帳の交付数、教室回数及び 教室参加人数（実績：平成30年度）	
	出生数は減少していますが、面接、教室参加等の機会をとらえ、丁寧かつ注意深く状況の把握に努めるとともに、必要な情報提供を行います。また、個々のケースごとに適切な支援計画を提供するために保健センターだけでなく、関係機関と連携します。また、教室の利便性の向上及び内容の充実を図ります。	
	実績値 目標値 1,463 方向性 ⇒	
	交付数	
	38 ⇒	
乳幼児健康診 査・子育て教室 の実施	乳幼児の発達の節目に合わせ、乳幼児健診、幼児歯科健診を通して病気の発見や発達の確認を行うとともに、相談・指導を実施し、健やかな子どもの育ちを支援します。また、子育て教室を開催し、子育ての基盤となる親力、地域力の向上を図ります。	保健センター
	実績値 目標値 95.5% 方向性 ⇒	
	乳幼児健診受診券1回目	
	74.0% ⇒	
	乳幼児健診受診券2回目	
	98.3% 99.6%	
	4ヶ月児健康診査	
	99.5% 99.6%	
	1歳6ヶ月児健康診査	
	99.6% 99.6%	
	3歳児健康診査	
	180 ⇒	
	子育て教室開催回数	
	8,466 ⇒	
	子育て教室参加延人数	
○乳幼児健康診査受診率及び子育て教室開催回数・参加延べ人数 （実績：平成30年度） 保護者と一緒に子どもの成長を確認できるように受診率の向上を目指していきます。健康診査の必要性の啓発や受診勧奨を図っていくとともに、必要に応じて家庭訪問等で継続支援していきます。		

事業・施策	事業内容（上段） 指標及び計画期間内の目標（下段）			担当課
【新規追加】 産婦健康診査事業	産後うつ及び虐待予防の視点から、エジンバラ産後うつ評価表を使用したスクリーニングを実施しています。出産後の母体の健康管理を図るとともに支援の必要なケースについては関係機関と連携を図り支援します。			保健センター
	○産婦健康診査事業受診者数 （実績：平成30年度） 効果的な産後の健康管理ができるよう、受診勧奨に努めます。支援が必要なケースは産後早期に支援を開始し、関係機関と綿密な連携を図ります。	実績値	目標値 方向性	
		1,468	⇒	
		受診者数		
【新規追加】 産前・産後ヘルパー利用費補助事業	妊娠中または産後に身内の支援が受けられない妊産婦に対し、家事支援等のヘルパーを利用した場合、利用費の一部を補助し、母親の心身の負担を軽減します。			保健センター
	○産前・産後ヘルパー利用費補助事業の利用申請者数及び補助申請者数 （実績：平成30年度） 事業の周知、啓発に努め、個別相談など家庭環境等を把握する機会を捉え、必要な妊産婦に事業の利用を推奨していきます。また、他のサービスとの組み合わせにより、家族がより安心して生活できるようサポートしていきます。	実績値	目標値 方向性	
		31	⇒	
		利用申請数		
		11	⇒	
		補助申請数		
【新規追加】 産後ケア事業	生後4カ月未満の身内の支援が受けられない母子に対して、産科医療機関等で母親の心身の回復のための支援を行うとともに、助産師等からの指導・助言によりセルフケア能力を育み、前向きに育児に取り組めるように支援します。			保健センター
	○産後ケア事業利用者数及び問合せ相談件数（実績：平成30年度） 産婦の多様なニーズに対応するため、受入れ可能な産科医療機関等の拡充を図り、産後ケア事業のサービス提供形態の選択肢を増やし、利用しやすい体制の整備を図ります。また、支援が必要な産婦の把握に努め、必要な支援内容に応じた利用勧奨を行っていきます。	実績値	目標値 方向性	
		3	18	
		利用者数		
		11	20	
		問合せ相談件数		

地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠後の保健センターにおける母子健康手帳の交付からはじまり、パパママ教室、乳幼児健康診査、子育て教室等の実施まで、切れ目のない支援を推進していきます。そのために潜在的な保護者のニーズや変化する社会環境にも気を配り、関係機関と連携しながら妊産婦や子どもを取り巻く様々な課題に対応していきます。

また、子育ての基盤となる親力、地域力の向上を目指し、産婦健康診査事業においては産科医療機関等との連携の充実を図り、必要な情報の共有を図ります。産後ケア事業

では、身近な施設で受け入れ可能な産科医療機関等を増やすとともに、母親のニーズに合わせた利用しやすい産後ケアの実施方法を検討します。さらに東三河地域の行政と産科医療機関等との広域連携を図り、利用者の選択肢を広げ、スムーズなサービス提供ができるよう取り組むとともに、法定事業だけでなく、多様なニーズに対応したきめ細やかな支援の充実を図るため、妊産婦の家事負担の軽減を目的とした産前産後ヘルパー利用費補助事業など、安心して地域で生活するための施策を推進していきます。

この他、家庭の様々な理由で保護者の育成支援の必要性が高まっており、支援者の有無だけでなく、多胎、多子世帯等へのサポートについても施策を拡充していきます。

施策の方向（２）「食育」の推進・・・・・・・・

事業・施策	事業内容（上段） 指標及び計画期間内の目標（下段）			担当課
食育啓発事業	豊川市食育推進計画に基づき、市民一人ひとりが食の大切さを理解し、家庭を基本とした「食育」に取り組み、健康で心豊かな人間性を育む「食育」を市民とともに推進するための啓発を行います。			学校給食課
	○献立表による啓発 （実績：平成30年度） 献立表を利用した食育に関する啓発を実施します。	実績値	目標値 方向性	
		11	11	
食に関する指導の充実	幼稚園・保育所等においては、食に関する教育・保育実践のほか、保護者に対して食のあり方（離乳食、幼児食、アレルギー対応等）の情報を提供します。給食時間に小中学校全クラスにおいては、栄養教諭と学校栄養職員により給食指導を実施します。また、学級活動を通じて適切な食に関する教育・指導を充実します。			保育課 学校給食課
	○幼稚園・保育所等及び小中学校での食に関する教育実施数 （実績：平成30年度）	実績値	目標値 方向性	
	幼稚園・保育所等では、野菜を栽培・調理したり、保護者へ食に関する情報を提供したりするなどの取組を実施します。小中学校では、栄養教諭が授業を行う等食に関する取組を実施します。	59	⇒	
		36	36	
		幼稚園・保育所等での食に関する教育 小中学校での食に関する教育		

施策の方向（３）気軽に相談できる支援体制づくり・・・・・・・・

事業・施策	事業内容（上段） 指標及び計画期間内の目標（下段）	担当課
子ども・子育て 相談事業	乳幼児の保護者や小中学生、青少年及びその保護者の抱える不安や悩みに対し、子育て支援センターや保育所、保健センター、家庭児童相談室、少年愛護センターにおいて相談に応じ、養育力の向上や不安の解消、非行等の未然防止に努めます。	子育て支援課 保育課 保健センター 生涯学習課
	実績値 目標値 方向性 406 ⇒ 子育て支援センター 3,299 ⇒ 保育所 833 ⇒ 保健センター 113 ⇒ 家庭児童相談室・ 少年愛護センター 93 ⇒ 少年愛護センター 心理相談	



3 子どもの育ちを支える環境の整備（基本目標3）

施策の方向（1）次代の親の育成・・・・・・・・

事業・施策	事業内容（上段） 指標及び計画期間内の目標（下段）	担当課
ふれあい体験の実施	小中学生が乳児や妊産婦と交流することで、自分の育ちを見つめ、命の大切さや家族の絆等を学ぶ「ふれあい体験」の実施校の増加を図るとともに、学校、主任児童委員、民生委員・児童委員等の地域関係者の連携強化を図ります。	保健センター
	実績値	目標値 方向性
	26	31
	実施校数	
	2,646	⇒
	参加延べ人数	

施策の方向（2）家庭や地域の教育力の向上・・・・・・・・

事業・施策	事業内容（上段） 指標及び計画期間内の目標（下段）	担当課
子育てサポーターの養成	身近な地域における子育て支援の場で活躍できる子育てサポーターを養成、確保していくため、実践的な講座を実施します。	子育て支援課
	実績値	目標値 方向性
	127	247
	参加延べ人数	



施策の方向（３）子育てにやさしいまちづくりの推進・・・・・・・・

事業・施策	事業内容（上段） 指標及び計画期間内の目標（下段）			担当課
赤ちゃんの駅事業	小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるよう、市内の公共施設や商業施設等でオムツ替えや授乳等ができる場所（赤ちゃんの駅）の情報を提供します。また、イベント等の屋外での催しにおいても移動式授乳室等を設置または貸出しを行い子育て世帯を支援します。			子育て支援課
	○赤ちゃんの駅登録施設数 （実績：平成30年度） 様々な場所に設置されるよう民間施設への協力を求めるとともに、赤ちゃんの駅の貸し出し制度のPRに努めます。	実績値	目標値 方向性	
		153	160	
		登録施設数		
公共施設の子育て世帯にやさしいまちづくり	公共施設を新築、改築する場合は、子育て世帯に配慮した設備・施設機能を確認するように努めます。また、既存施設においても改修等を行い、充実を図ります。			子育て支援課
	○ベビーシート及び授乳室の設置箇所数（実績：平成30年度） 妊娠中、乳幼児連れの親子が多数利用が想定される施設には、ベビーシート等を設置するよう促します。	実績値	目標値 方向性	
		85	90	
		ベビーシート設置箇所数		
		74	80	
授乳室設置箇所数				
【新規追加】 拠点地区定住促進事業	定住促進による地域の活性化のため、対象区域内に家屋を取得し転入された方等の世帯の中学生以下の子に対して、子育て奨励金を交付します。			都市計画課
	○まちなか居住補助事業における子育て奨励金交付者数（実績：平成30年度） まちなかにおける人口を増加させることにより、地域の活性化を推進します。	実績値	目標値 方向性	
		34	⇒	
		交付者数		

子育てをしている家庭が、小さな子どもを連れて安心して外出を楽しめるよう、公共施設等の子育てにやさしい環境に整備していくことが求められています。民間の商業施設でも近年、新設・改修された施設では、授乳室などのスペースが多くなってきており、公共施設においても設置を推進するとともに、オムツ替えや授乳室等が設置されている民間・公共施設の情報提供を今後も継続して行います。

4 仕事と子育ての両立の推進（基本目標4）

施策の方向（1）ワーク・ライフ・バランスに関する取組・・・

事業・施策	事業内容（上段） 指標及び計画期間内の目標（下段）		担当課	
ワーク・ライフ・ バランスに関する普及・啓発	働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進するために、男女共同参画に関する講座のなかでワーク・ライフ・バランスに資する講座メニュー（エンパワーメント講座、男女共生セミナー等）を活用して推進を図ります。また、社会の動向や講座参加者の所感を情報紙などへ掲載し、ワーク・ライフ・バランスの周知と啓発を図ります。		人権交通 防犯課	
	○講座開催回数及び情報誌「ゆい」での啓発記事掲載（実績：平成30年度） 講座開催及び広報等紙媒体を使って、広く市民にワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。	実績値		目標値 方向性
		0		2
		講座開催数		
		2		2
情報誌「ゆい」による啓発				
【新規追加】 育児休業明け保護者の職場復帰への支援	早い段階で保育所等への入所決定を行うことで、育児休業明けの保護者が安心して年度途中でも職場に復帰できるよう、育児休業明け保育所等入所予約事業を実施します。		保育課	
	○育児休業明け保育所等入所予約事業の募集人数（実績：平成30年度） 育児休業明けの保護者が安心して職場に復帰できるよう、育児休業明け保育所等入所予約事業を拡充し継続実施します。	実績値		目標値 方向性
		35		50
		募集人数		
休日保育事業	保護者の就労形態の変化による多様な保育ニーズに対応するため、的確なニーズを把握し事業の充実を図ります。		保育課	
	○休日保育実施園数、延べ利用者数（実績：平成30年度） 現在、民間保育所1園で実施しています。利用者は一定の範囲内で増減しているため、今後の需要を注視します。	実績値		目標値 方向性
		1		1
		実施園数		
		407		⇒
延べ利用者数				

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事上での責務を果たそうとする時、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことができなくなってしまうのではなく、その両方をバランスよく、実現できる状態のことです。特に乳幼児期の子育て世帯の生活において、ワーク・ライフ・バランスを推進するうえでは、男性が育児参加しやすい環境の整備や、男性女性ともに育児休業を取りやすい、また、育児休業取得後の復帰しやすい就労環境の構築を目指すことが重要であり、官民一体となった取組の推進を検討していきます。

5 子どもの貧困対策

(1) 背景と位置づけ ・ ・ ・ ・

子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。本市の策定する子ども・子育て支援事業計画には、子どもの貧困対策に資する事業も数多く掲載されているところから、この計画に貧困対策を推進するための事業を一体的にとりまとめ計画的に各事業を推進します。

(2) 豊川子ども調査について ・ ・ ・ ・

本市では、平成29年2月に、子育てに関する市民のニーズや子どもの生活実態を把握するための調査を実施しました。

* 子どもの貧困率^{※1}

豊川市	全国平均	愛知県	東三河南部
5.2%	13.9%	5.9%	7.5%

※1 子どもの貧困率・・・子ども全体に占める、等価可処分所得^{※2}が貧困線^{※3}に満たない子どもの割合。

※2 等価可処分所得・・・世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

※3 貧困線・・・等価可処分所得の中央値の半分の額。国民生活基礎調査の結果、平成27年は122万円。

* 市民一人当たりの手取り額から独自に算出した貧困線（137.5万円）による

子どもの貧困率

（県独自の貧困線137.5万円による割合）

豊川市	愛知県	東三河南部
7.2%	9.0%	10.5%

(3) 子どもの貧困対策事業 ・ ・ ・ ・

① 子どもの学習支援

事業・施策	担当課
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業（再掲）	学校教育課
生活困窮世帯学習支援事業（再掲）	福祉課
学級運営支援員配置事業 安定した学級運営を支えるため、個別の支援を必要とする児童生徒がいる学級へ学級運営支援員を配置し、個別的な指導やチームティーチング指導を実施します。	学校教育課

② 子どもの生活支援

事業・施策	担当課
放課後子ども教室（再掲）	生涯学習課
子どもの居場所作り事業 ・子ども食堂支援事業 家庭や学校とは別に、子どもの孤立を防止し、子どもに安心して過ごしてもらえる居場所を提供することが求められており、この居場所の一つの形態として、孤食の防止、地域の大人や同世帯の子どもとの交流、食育の推進を図ることが期待できる子ども食堂について、現在、市内で食堂を開設運営している団体に対し、より安定して継続運営できるよう補助制度の創設を検討します。	子育て支援課

③ 保護者の就労自立支援

事業・施策	担当課
ひとり親家庭等の自立支援 ・母子生活支援施設実施委託事業 配偶者のいない女子、またはこれに準じる事情にある女子とその監護すべき児童を母子生活支援施設で保護し、生活の自立を支援します。 ・自立支援教育訓練給付金事業（再掲） ・高等職業訓練促進給付金事業（再掲） ・修了支援給付金事業（再掲）	子育て支援課

④ 子育て世帯への経済的支援

事業・施策	担当課
ひとり親家庭等の自立支援 ・母子・父子家庭医療費支給事業（再掲）	保険年金課
子ども医療費支給事業 出生から中学３年生までの児童の通院及び高校３年生世代までの入院における医療費保険診療分に係る自己負担額を全額助成します。	保険年金課
保育所等 利用料等減免 特定教育・保育施設等に通う、多子世帯・ひとり親世帯等の児童の保育料を軽減します。また、生活保護世帯等の児童の時間外保育利用料、一時預かり事業利用料等を免除します。	保育課
実費徴収に係る補足給付を行う事業（再掲）	保育課
児童クラブ等 利用者負担の軽減 生活保護世帯または、入所児童と同一住所に居住する保護者全員が市民税非課税のひとり親家庭に該当する場合は負担金の一部を減額します。また、児童クラブにおいては、さらに、きょうだい同時入所している世帯の２人目以降の児童の負担金の一部を減免します。	子育て支援課
児童扶養手当・遺児の育成を図る手当（再掲）	子育て支援課

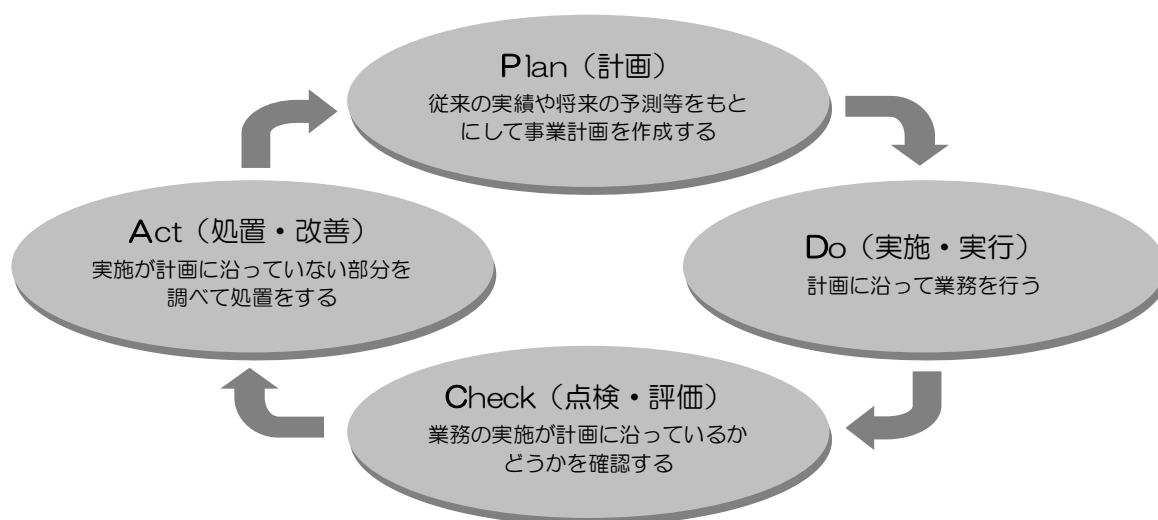


第6章 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「豊川市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づき必要に応じて対策を講じるものとします。

なお、第4章の「量の見込みと確保方策（法定事業）の内容」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、PDCAサイクルにより実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。



2 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。



資料編

1 策定経過

開催日時	検討内容
愛知県 平成28年12月7日 ～12月20日 豊川市 平成29年2月7日 ～2月20日	「豊川子ども調査」の実施（愛知子ども調査を含む） ・小学1年生の保護者 配布数 717通 有効回答数 501通 有効回答率69.9% ・小学5年生児童＋保護者 配布数 780通 有効回答数 489通 有効回答率 62.7% ・中学2年生生徒＋保護者 配布数 733通 有効回答数 436通 有効回答率 59.5%
平成30年6月25日	平成30年度第1回 豊川市子ども・子育て会議 （1）子ども・子育て支援事業の進捗状況について （平成29年度実績）（報告） （2）幼保連携型認定こども園の設置について（報告）
平成30年10月29日	平成30年度第2回 豊川市子ども・子育て会議 （1）第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画の策定について（審議）
平成30年12月12日 ～12月28日	「子ども・子育てに関するアンケート調査」の実施 ・就学前児童（0歳～5歳）の保護者アンケート 配布数 2,000通 有効回答数 1,045通 有効回答率52.3% ・小学生児童（6歳～11歳）の保護者アンケート 配布数 2,000通 有効回答数 1,084通 有効回答率54.2%
平成30年12月20日	平成30年度第3回 豊川市子ども・子育て会議 （1）地域型保育事業の設置に係る意見聴取について（審議） （2）子ども・子育てに関するアンケート調査について（報告） （3）平成31年度教育・保育施設入所申込状況について（報告） （4）平成31年度放課後児童クラブ入所申込状況について（報告）
平成31年3月26日	平成30年度第4回 豊川市子ども・子育て会議 （1）子ども・子育て支援事業の進捗状況について（審議） （2）特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について（審議） （3）子ども・子育て支援事業に係る平成31年度予算について（報告） （4）平成31年度放課後児童クラブの申込状況について（報告） （5）子ども・子育てに関するアンケート調査の結果について（報告） （6）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて（報告）

開催日時	検討内容
令和元年6月28日	令和元年度第1回 豊川市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業の進捗状況について (平成30年度実績)(報告) (2) 次期計画策定における、教育・保育の提供区域の設定 並びに計画策定にむけた方針について(審議) (3) 令和元年度保育所整備事業について(報告)
令和元年8月27日	令和元年度第2回 豊川市子ども・子育て会議 (1) 豊川市子ども・子育て支援事業計画骨子案について (審議) (2) 量の見込み及び確保方策の考え方について(審議) (3) 子ども・子育て支援事業計画における法定外事業の展 開について(審議)
令和元年10月8日	令和元年度第3回 豊川市子ども・子育て会議 (1) 豊川市子ども・子育て支援事業計画素案について (審議)
令和元年12月26日	令和元年度第4回 豊川市子ども・子育て会議 (1) 第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画(案)につ いて(審議) (2) 令和2年度教育・保育施設入所申込状況について (報告) (3) 令和2年度放課後児童クラブ入所申込状況について (報告)
令和2年1月15日 ～2月13日	第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る意見募 集(パブリックコメント)実施
令和2年3月30日※	令和元年度第5回 豊川市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業の進捗状況について(審議) (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取 について(審議) (3) 第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画について (報告) (4) 子ども・子育て支援事業に係る令和2年度予算に ついて(報告)

※新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため中止し、郵送による書面にて、会議の開催としました。

2 豊川市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、豊川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第6条第2項に規定する保護者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱した委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

3 豊川市子ども・子育て会議委員名簿

平成 30 年度

区 分	団体名等	氏 名	備 考
学識経験者	学識経験者 (岡崎女子大学准教授)	白垣 潤	会長
法7条第1項に 規定する子ども・子育て支援 に関する事業に 従事する者	豊川市私立幼稚園協会 (光明寺幼稚園長)	大光明 隆見	
	豊川市小中学校長会 (西部中学校長)	鈴木 康孔	
	豊川市保育連絡協議会 (三蔵子保育園長)	安藤 茂代	
	NPO法人とよかわ子育てネット (代表理事)	伊奈 克美	副会長
法6条第2項に 規定する保護者	豊川市内私立幼稚園母の会 (光明寺幼稚園母の会)	吉田 緑	
	豊川市内保育園保護者会 (一宮保育園親の会)	星野 友里	
	豊川市小中学校PTA連絡協議会 (女性研修員)	野中 淳子	
公募による市民		藪田 千賀	
		大井 悦子	
その他市長が必要と認める者	主任児童委員	天野 貴子	

令和元年度

区 分	団体名等	氏 名	備 考
学識経験者	学識経験者 (岡崎女子大学准教授)	白垣 潤	会長
法7条第1項に 規定する子ども・子育て支援 に関する事業に 従事する者	豊川市私立幼稚園協会 (西明寺幼稚園長)	早川 実	
	豊川市小中学校長会 (国府小学校長)	山本 茂樹	
	豊川市保育連絡協議会 (三蔵子保育園長)	安藤 茂代	
	NPO法人とよかわ子育てネット (代表理事)	伊奈 克美	副会長
法6条第2項に 規定する保護者	豊川市内私立幼稚園母の会 (西明寺幼稚園母の会)	千葉 薫子	
	豊川市内保育園保護者会 (平尾保育園保護者会)	岩原 千絵子	
	豊川市小中学校PTA連絡協議会 (女性研修員)	林 香世	
公募による市民		藪田 千賀	
		大井 悦子	
その他市長が必要と認める者	主任児童委員	天野 貴子	～R1.11.30
		鈴木 多美	R1.12.1～

4 用語解説

【あ行】

育児休業制度

労働者の申し出により、養育のため、一定期間休業することができる制度。

NPO

Non Profit Organization（非営利活動組織）の略称で、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を非営利で行う組織・団体。

【か行】

改正子どもの貧困対策法

子どもの貧困の解消、子どもの健やかな成長・教育の機会均等、子どもが夢と希望を持って生活できる社会の実現を目指し制定された法律。正式名称「子どもの貧困対策の推進に関する法律」。令和元年6月に改正され、将来の「貧困の連鎖」を断ち切るだけでなく、現在の状況の改善を図ることなどが追記された。また、都道府県のみならず、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされた。

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家庭児童相談室

18歳までの子どもたちとその家族に関する様々な悩みや心配ごとの相談相手となり、家庭児童相談員や主任児童委員が問題解決の支援を行う場。

加配保育

発達の気になる子ども（3歳児から5歳児）について、集団の中で日々穏やかで充実した生活を送れるよう、保育士の配慮を手厚くして保育を行うもの。

協働

市民をはじめ自治会・町内会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、無料や低額で食事をすることができる食堂。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

主任児童委員

民生委員・児童委員のうち、児童福祉に関する事項を専門に担当し、地域を担当する民生委員・児童委員と一体となって、児童福祉を推進する活動を実施している。

小規模保育事業

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。乳幼児の保育に直接従事する職員を保育士に限るA型、保育に従事する職員の半数以上を保育士とするB型、現行のグループ型小規模保育事業からの移行を前提としたC型の3つの事業類型がある。

食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等により、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取組をさらに推進する対策。

総合計画

総合的、計画的な行政運営やまちづくりのための市の長期計画で、現在の計画は、平成28年3月に策定した第6次計画。

【た行】

特定教育・保育施設

県が認可し、市町村による確認を受けた施設型給付の対象となった施設。

特定地域型保育事業

市町村による認可・確認を受け地域型保育給付の対象となった事業。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

認可保育所

国が定めた設置基準を満たし県に認可された保育所で、保護者が仕事や病気等の理由で小学校就学前の子どもの保育の必要性がある場合に、子どもを預かって保育する。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つほか、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う。認定こども園では満3歳以上の子どもについて保護者の就労状況に関わらず利用できる。

【は行】

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、社会福祉に熱意のある人が地域の推薦を受け、厚生労働大臣から委嘱され、地域での生活上の問題、家族の問題、高齢者福祉、児童福祉などあらゆる分野の相談に応じ、助言や調査などを行う者で、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼務。

【や行】

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法第22条によれば「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

臨床心理士

カウンセラー、セラピスト、心理職など様々に呼ばれている心理学の専門家で、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格の所持者。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

働く人が仕事とそれ以外の生活を自身が望む調和のとれた状態にできること。



第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：豊川市

編集：子ども健康部 子育て支援課

〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

TEL 0533-89-2133 FAX 0533-89-2137
